

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

一時保護の第三者評価に関する研究

一時保護された子どもの生活・支援に関する
第三者評価の手引き
(案)

平成31年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）

1. 第三者評価の背景と目的

平成 28 年 6 月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子どもが権利の主体であることが明記されました。

児童相談所が行う一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われる行政処分であり、一時保護中においても子どもの権利は最大限保障されるべきものですが、様々な問題や課題が指摘されているのが現状です。例えば、新たな社会的教育の在り方に関する検討会「新しい社会的教育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）では、子どもの生活の質を担保する支弁が限られている、学校に通うことができないことが多く学習権の保障の観点から問題がある、地域によってケアの質の格差がみられる等の問題点が挙げられています。また、このような格差が生じた要因のひとつとして、外部からの評価がなかったことが指摘されています。

一時保護において、子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組みが必要であることから、その仕組みの一つとして、一時保護に関する第三者評価の実施が求められており、厚生労働省では平成 29 年度より、第三者評価の受審費用を創設し、第三者評価実施による一時保護における質の確保・向上を図っています。また、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的とした「一時保護ガイドライン」を平成 30 年 7 月 6 日に公表しました。同年 7 月 20 日に閣議決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」においても、一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌みとる仕組みの整備や、第三者評価の活用等の取組みを進めるための対策を講じる旨が示されました。

このように、一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価は、「子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組み」の 1 つとして、第三者評価を通じ、「良いところ」や「改善すべきところ」を確認し、一時保護における質の確保・向上を図ることを目的として実施するものであり、一時保護所間のランク付けをしたりするものではありません。また、福祉サービスにおける第三者評価は、利用者がサービスの選択をする際に役立つ情報を提供することも目的の 1 つと位置付けられていますが、一時保護においてはその役割の特性上、同目的で実施するものではありません。

評価の実施ならびに評価結果を踏まえ、設置主体である自治体、児童相談所、一時保護所が一体となり、一時保護を適切に行うための一時保護のあり方、必要な職員配置、各機関の役割や機関間の連携体制等の確認・見直し、改善等につなげていかれることを期待します。

2. 第三者評価基準（案）の考え方

本基準（案）は、関連法制度や一時保護ガイドラインならびにすでに一時保護所において第三者評価を実施している自治体の第三者評価基準の評価項目をもとに、「一時保護において、子どもの状況等に最も適した環境等で、生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られているか」という子どもの視点から、一時保護の評価を行うことを前提として策定しました。

そのため、評価項目に該当する業務を、一時保護所の職員以外が実施している場合もあると推察しますが、誰がその業務を担当しているかにかかわらず、子どもにとってそのような状況が保証されているか、なされているかを確認することを想定した評価項目としています。そのため、評価の実施にあたっては一時保護所の職員のみならず、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等の職員も含めて行うことが望ましく、担当職員が、その役割において果たすべき評価基準に満たない場合には、機関間での働きかけ等が行われることを期待しています。

3. 第三者評価基準（案）の活用方法及び期待する効果

基準は、第三者による評価を行うことを前提に策定していますが、一時保護に係る職員が、本基準に基づき自己評価することを通じて、一時保護のあり方や理念について共通の理解を得ることも、重要な目的のひとつとして位置づけています。

各項目の判断基準には、「評価の視点・ポイント」として、その考え方や具体的な取組例等も紹介していますので、自己評価結果に基づく見直しや研修等でもぜひご活用ください。

なお、すでに自己評価を実施している一時保護所・児童相談所（以下「一時保護所等」という。）においては、「各職員で自己評価を行った後、チーム（ケア単位・職種別等）で集約し、最後に施設全体でとりまとめる」と方法で実施していることが多く、「職員個々の振り返りの機会となる」「職員全員の率直な意見や想いを把握できる」「個々の職員の評価結果を一時保護所全体で共有することで組織としての状態や課題を把握し、改善等の目標につなげていける」などがその理由としてあげられています。

また、一時保護所内のみで自己評価を実施した場合においても、自己評価の結果を付設の児童相談所とも共有して施設全体で改善等の取組みにつなげている例もあるなど、評価方法や評価結果を効果的に活用するための工夫がされています。

<自己評価未実施の一時保護所等の方へ>

第三者評価の実施にあたっては、予算措置や第三者評価機関がないなどの理由により、すぐに実施することが難しい場合がありますが、まずは自己評価から着手してみてください。実際に、自己評価を行った一時保護所等から、以下のような「自己評価を行って良かったこと」があげられています。

- 振り返りの機会になり、課題の把握・共有ができ、改善に向けた取組みにつながった
- 他の職員の悩みや、子どもへの対応等における工夫などを知る機会となった
- 職員の意識向上につながった
- 一時保護所と児童相談所の職員が情報共有し、多職種の目で一時保護のあり方を確認できた

4. 第三者評価基準（案）の構成

本基準（案）は、5部構成、64の評価項目で構成されています。

評価及び評価結果に基づく見直し等を行うにあたり、「一時保護ガイドライン」と一体のものとして活用できるよう、当該ガイドラインの構成、内容に沿って作成しています。

【図表1】 第三者評価基準（案）の主構成

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	25項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目
第Ⅴ部	一時保護の開始及び解除手続き	4項目

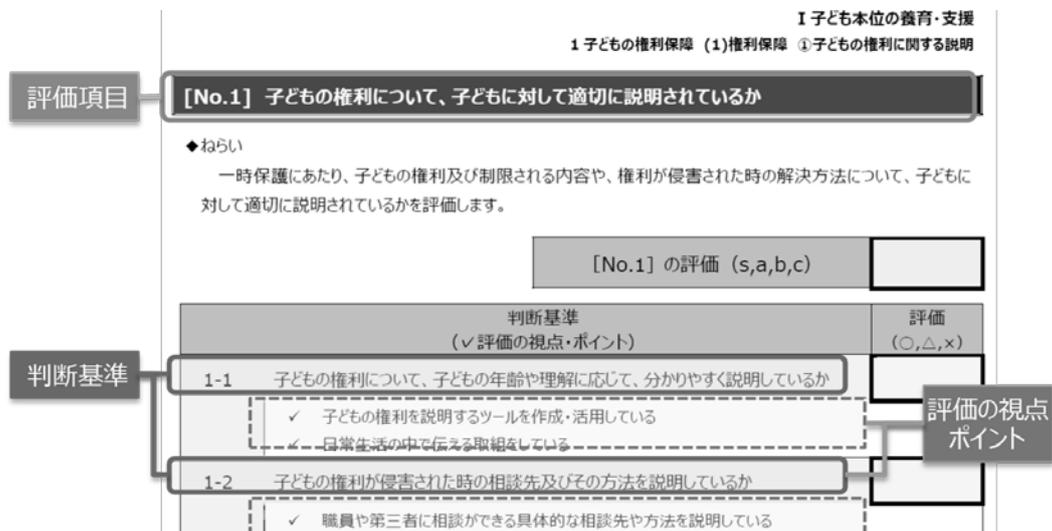
5. 各評価項目の構成

各評価項目は、「判断基準」と「評価の視点・ポイント」で構成しています。「判断基準」の内容についてチェックを行い、その結果を総合的に見て、その評価項目の評価を決定します。

【図表2】 各評価項目の構成

判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価（自己評価）時に実施状況等を確認するチェック項目 ・判断基準の確認結果を総合的に判断し、評価項目の評価を決定
評価の視点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準のチェックをする際の視点やポイント ・具体的な取組内容や実施方法の例を示しており、どのような取組方法が求められているか、どのような方法があるかなど、今後の一時保護所の管理運営のヒントとしての活用も想定

【図表3】 本手引き（案）における記載



6. 評価のつけ方

- ・判断基準の評価は○、△、×で評価します。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行います。

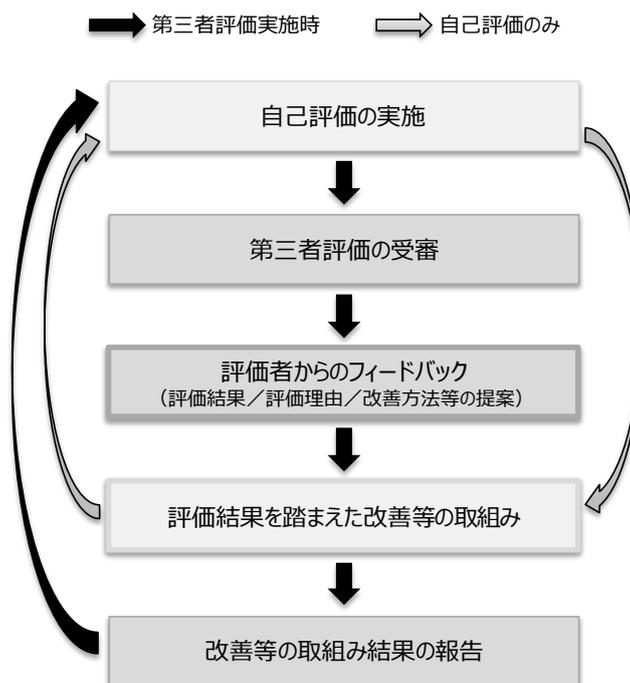
【図表4】 評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

7. 自己評価及び第三者評価の実施方法

「評価」は、それを行う・受けることが目的ではなく、その結果を受けて必要な改善等を行うことに意味があります。そのためにも、第三者評価にあたっては、評価者からの評価理由や改善方法等の提案を受ける「フィードバック」もセットとして計画することが重要です。

【図表5】 評価全体の流れ



第三者評価を実施する場合のスケジュール例及び進め方のポイントは以下のとおりです。

【図表6】 第三者評価のスケジュール（例）

	時間帯			内容
	1 日 目	9:00	～	10:30
10:30		～	12:00	聴き取り① ～全体の状況についての確認～ ・一時保護において特に大切にしていること、取り組んでいること ・子どもの権利擁護に関する考え方や取組み ・現在感じている課題
12:00		～	13:00	昼食
13:00		～	16:00	聴き取り② ～各評価項目についての確認～ ・評価項目毎の確認
16:00		～	17:00	評価者すりあわせ ・評価内容等の確認 ・書類等の確認 ・翌日のスケジュール等の確認
2 日 目	8:30	～	9:00	申し送り等への参加
	9:00	～	10:00	聴き取り③ ～追加で聴き取りすべき事項の確認～ ・必要事項の確認
	10:00	～	10:30	評価者すりあわせ ～最終評価～
	10:30	～	12:00	フィードバック

●施設見学の実施

第三者評価においては、評価者が子どもの生活環境等を確認できるよう、一時保護所を見学する時間を設ける必要があります。施設を案内しながら、保護所として工夫している点、課題だと感じている点などを説明することにより、建物上の制約を含めて評価者に具体的なイメージを伝えることができます。そのため、施設見学は会議室等での聴き取りに入る前に実施することをお勧めします。

●子どもの様子を確認できる機会の確保

一時保護における「質」は、書類や職員からの聴き取りだけは確認が難しいため、子どもたちの様子や職員の子どもへの接し方などを確認してもらうことが必要です。評価者が子どもたちと話ができるよう、子どもと一緒に昼食を食べられるようにしたり、施設見学時に子どもの様子を確認できるようにするなど、子どもとの接点を持つ機会の確保が求められます。

8. 第三者評価を行う機関・団体の皆様へ

一時保護所の第三者評価の実績を有する機関・団体は少なく、多くの場合、社会的養護の施設等における第三者評価の実績をもって各自治体からの受託をされていると推察されます。しかし、社会的養護の施設でもその種別によって特性が異なるのと同様に、それらの施設と一時保護所は異なる施設であることを前提として評価を行わなくてはなりません。

特に一時保護所の場合には、以下の特徴を十分に理解したうえで第三者評価を行うことが必要です。

- 長期の入所を前提としていない施設であること
- 短期間で子どもが入れ替わること
- 相当の配慮が必要な子どもも保護されること
- 保護される子どもの状況が多様であること
- 緊急保護の場合を含め、入所にあたって十分な情報収集やアセスメント等ができないケースが多いこと

第三者評価が、評価を受ける一時保護所にとって有益なものとなるよう、次の3点を意識して第三者評価を行ってください。

① 良い取組みは、しっかり評価する

第三者評価において良い取組みをしっかり評価することは、職員の安心感やモチベーションにつながります。特に、一時保護所では、他の所での取組み内容等に関する情報共有があまり進んでいないため、自分たちが行っている内容は適切なのか、という不安を持っている所も多くみられます。フィードバック時にも意識して伝えることが重要です。

② 評価項目の趣旨への理解を確認する

評価項目の表現は、評価が行いやすいよう「〇〇が設置されている」「〇〇の取組みが行われている」などの表現としていますが、実施しているかとあわせて、「その取組みの目的が何か」「それを達成するためのどのような工夫を行っているか」「目的にあった成果が出ているか」というその取組みに対する考え方や姿勢が重要となります。第三者評価においてはそれらを確認することで、評価項目の趣旨が理解されているか、趣旨に即した取組みとなっているかを把握したうえで評価を行う必要があります。また、一時保護所等が評価項目の趣旨を誤解している場合には、丁寧に説明し、理解してもらうことが大切です。

③ 指摘事項では、改善方法を具体的に提案する

第三者評価で要改善の評価をつけた項目については、指摘のみではなく、どのような改善方法が考えられるのか、一緒に改善策を検討したり、他所の事例等を踏まえて具体的な改善策を提案することが求められています。前述の通り、他所での取組み事例の情報が少ないため、第三者評価には他所での好事例に関する情報提供も期待されています。

実際の第三者評価のスケジュール（例）を【図表 6】に掲載していますが、上記を踏まえた第三者評価を実施するための進め方等のポイントについて紹介しますので、受審する一時保護所等と調整してみてください。

- 職員とのディスカッションの時間を設ける

評価項目に基づく確認を行う前に、全体の状況について説明してもらい、質疑等のディスカッションを行うことで、相互の理解を深めることができます。「子どもの権利擁護についてどう考えるか、どのような取組みを行っているか」や、「職員の育成にどう取り組んでいるか」などは、その一時保護所等の理念や方針を確認しやすいテーマであり、その一時保護所等における第三者評価のポイントも見えてきます。

もちろん、関連する評価項目が多数あるテーマであれば、ディスカッションを通じて評価が行えるため、効率的な評価の実施にもつながります。

- 聴き取りによる確認を中心に行う

記録やツールの有無も重要ですが、それらの取組みの目的、効果、効果をあげるための工夫などを確認し、機能しているか、適切な方法かを評価しなくてはなりません。そのため、訪問時は職員からの聴き取りを中心にしたスケジュールを組む必要があります。確認が必要な書類等は可能な限り事前提出をお願いして訪問前に確認する、準備しておいていただき休憩時に確認するなど、現地での職員との時間を有効に活用できるような工夫が求められます。

- 職員間の情報の引継（申し送りなど）を見学する

職員間での情報の引継ぎ（申し送り等）や、子どもの処遇等に関する検討の場は、一時保護所等における考え方、視点、子どもへの処遇等において重点をおいているポイントなどがよくわかります。第三者評価のスケジュールを調整する際には、それらの日程・時間にあわせて実施し、見学することをお勧めします。

- フィードバックの時間を十分に確保する

書面でのフィードバックは必須ですが、評価結果に基づく改善等の取組みにつなげるためにも、評価の理由について説明し、評価結果について職員の理解・納得を得ることが重要です。「良いところをほめる」「改善に関する提案、検討を行う」ためにも、フィードバックの時間を十分に確保してください。

なお、フィードバックの時間を後日設ける場合でも、第三者評価当日にポイントだけでもフィードバックを行うことで、職員の安心感やモチベーションにもつながりやすくなります。

第三者評価基準（案）

－全体構成－

I 子ども本位の養育・支援	1
1 子どもの権利保障	1
(1) 権利保障	1
① 子どもの権利に関する説明	1
[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	1
② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築	2
[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	2
(2) 子どもに対する説明・合意	3
① 保護開始に関わる説明・合意	3
[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	3
② 保護期間中の説明・合意	4
[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	4
③ 保護解除に関わる説明・合意	5
[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	5
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	7
(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限	8
[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	8
(4) 被措置児童等虐待防止	10
[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	10
(5) 子ども同士の暴力等の防止	11
[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	11
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮	12
① 思想や信教の自由の保障	12
[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	12
② 性的なアイデンティティへの配慮	13
[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	13
2 養育・支援の基本	14
(1) 子どもとの関わり	14
① 安全感・安心感を与えるケア	14
[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	14
② エンパワメントにつながるケア	16
[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	16
(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮	17
[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	17
II 一時保護の環境及び体制整備	18
1 適切な施設・環境整備	18

(1) 設備運営基準の遵守	18
[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	18
(2) 個別性の尊重	19
[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	19
(3) 生活環境の整備	20
[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	20
2 管理者の責務	22
[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	22
3 適切な職員体制	23
(1) 設備運営基準の遵守	23
[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	23
(2) 職員の適正配置	24
[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	24
(3) 情報管理	25
[No.21] 情報管理が適切に行われているか	25
(4) 職員の専門性向上の取組	27
[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	27
[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	29
(5) 児童福祉司との連携	30
[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	30
(6) 職場環境	31
[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	31
4 関係機関との連携	32
(1) 医療機関との連携	32
[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	32
(2) 警察署との連携	33
[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	33
(3) 施設・里親等との連携	34
[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	34
(4) その他の機関との連携	35
[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	35
III 一時保護所の運営	36
1 一時保護の目的	36
[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	36
2 一時保護所の運営計画等の策定	37
[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	37
3 一時保護の在り方	38
[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	38

4 一時保護所における保護の内容	39
(1) 生活面のケア	39
[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	39
(2) レクリエーション	40
[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	40
(3) 食事（間食を含む）	41
[No.35] 食事が適切に提供されているか	41
(4) 衣服	43
[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	43
(5) 睡眠	44
[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	44
(6) 健康管理	45
[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	45
(7) 教育・学習支援	46
[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	46
(8) 保育	48
[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	48
(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	49
[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	49
5 特別なケアの実施	51
(1) 性的問題への対応	51
[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	51
(2) 問題行動のある子どもへの対応	53
[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	53
(3) 無断外出を行う子どもへの対応	55
[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	55
(4) 重大事件に係る触法少年への対応	57
[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	57
(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応	58
[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	58
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応	59
[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	59
[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	60
[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	62
6 安全対策	64
(1) 無断外出防止及び発生時対応	64
[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	64
(2) 災害時対策	65

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	65
(3) 感染症対策	66
[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	66
7 質の維持・向上	67
[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	67
[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	69
IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	70
1 アセスメントの実施	70
(1) 保護開始時	70
[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	70
[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	71
2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施	72
[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	72
[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	73
3 子どもの観察	74
(1) 子どもの観察	74
[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	74
(2) 観察会議等の実施	75
[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	75
V 一時保護の開始及び解除手続き	76
1 開始手続き	76
(1) 保護開始に関わる支援・連携	76
[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	76
(2) 子どもの所持物	77
[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	77
2 解除手続き	78
(1) 保護解除に係る支援・連携	78
[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	78
(2) 子どもの所持物	79
[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	79

＜ 一時保護における子どもの権利擁護とは ＞

一時保護において、「子どもの権利擁護」が何よりも求められるのはなぜか。それは、一時保護を必要とする子どもたちは、健やかに成長発達する、親から守られる・養育される、虐待をされないなど、子どもたちがあたりまえにもつ権利を侵害された被害者であるからである。

保護される子どもたちの多くは、3つの特徴をもっている。1つ目は、激しい自己否定、喪失感を持ち、「生まれてきてよかった」と思っていない、「承認欲求」が満たされていないこと。2つ目は、自分に寄り添ってくれる人がいない、ひとりぼっちといった、「所属欲求」が満たされずに孤独感を感じていること。3つ目は、自分の人生は自分で決められない、選べないと思っており、生きることをあきらめてしまっていることである。

だからこそ、保護所においては、「生まれてきてよかった」と感じられるメッセージを言葉と行動でしっかりと伝えること、また、子どもにとって「共に生きてくれる人がいる」と思ってもらえる、一緒に泣き、一緒に笑える存在として寄り添うことを最も大切にしなければならない。そして子どもが「自分で選ぶ・決める」機会をつくりながら、「あなたの人生はあなたが選ぶもの・決めるもの」であると伝え続けることが必要である。保護所は、子どもの人生の再スタートを精一杯サポートするという重要な役割を担っていることを常に意識しておく必要がある。

そのためには、常に子どもの気持ちを聴かなくてはならない。子どもが何を被害と感じているのか、何を求めているのか、何を聴いてほしい、何をわかってもらいたいと思っているのか、とことん子どもの気持ちに寄り添う必要がある。寄り添ってもらえることは子どもにとって嬉しい、安心することでもあるからである。子どもの権利としての意見表明権を保障するとは、そういうことである。

子どものアドボケイト、代弁者を必要とする理由もここにある。子どもたちが何を求めているかを知り、それを実現していくことが、子どもの権利保障の基盤なのである。アドボケイトの意義は、生活改善のための意見を意見箱や子ども会議で聞き取ることにとどまるのではなく、侵害されてきた子どもの権利の回復をはかるためにあると位置づけられるべきである。自分自身の状況を理解できず、説明できず、また自分の希望を表現することが困難な状況にある、一時保護所に入所した子どもには、その意見表明と選択をサポートするために、一人ひとりに代弁者を選任するほどの高い必要性があることが、理解され、検討されなければならない。

一時保護所において、まず守られるべきは、安心安全な衣食住が確保され、必要な医療を受けられることである。しかし、一時保護所は、社会的養護の入り口として、虐待等の人権侵害の中でしか育ってこなかった子どもたちが、そうではない社会を知る最初の機会である。そこが規則やルールに縛られ、監視され、処遇が決められるのを待つだけという環境では、子どもの心は救われず、人を信用しよう、自分を大切にしようとは思わない。一時保護所は、子どもに「人として生きる、このような世界があるのだ」と良いショックを与える場所、そのぐらい高度に子どもの権利が守られる場所であるべきである。

一時保護における第三者評価が、子どもの権利擁護という視点で行われなくてはいけない理由は何か。常にそれを意識して第三者評価が実施されることを強く望む。

評価項目

- 目次 -

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか.....	1
[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	2
[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	3
[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	4
[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	5
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	7
[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	8
[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	10
[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか.....	11
[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	12
[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	13
[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	14
[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	16
[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか.....	17
[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか.....	18
[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	19
[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか.....	20
[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか.....	22
[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	23
[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか.....	24
[No.21] 情報管理が適切に行われているか.....	25
[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか.....	27
[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	29
[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	30
[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか.....	31
[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	32
[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか.....	33
[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	34
[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	35
[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか.....	36
[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	37
[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか.....	38
[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	39
[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	40
[No.35] 食事が適切に提供されているか	41
[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか.....	43

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	44
[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	45
[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	46
[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	48
[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	49
[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	51
[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	53
[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	55
[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	57
[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	58
[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	59
[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	60
[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	62
[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	64
[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	65
[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	66
[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	67
[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	69
[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	70
[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	71
[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	72
[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	73
[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	74
[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	75
[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	76
[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	77
[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	78
[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	79

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

◆ねらい

一時保護にあたり、子どもの権利及び制限される内容や、権利が侵害された時の解決方法について、子どもに対して適切に説明されているかを評価します。

[No.1] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している ✓ 日常生活の中で伝える取組をしている 	
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護において、子どもの権利が守られることが重要であり、その内容について子どもに対してもきちんと説明を行う必要があります。

説明すべき事項が網羅されているに加え、対象が子どもであることから、子どもの年齢や理解に応じた説明が行われているか、子どもが理解しやすいようなツールを作成するなどの工夫がされているかなどを確認します。

また、一時保護開始時だけでなく、保護開始後の日常生活においても必要な場面でその内容を伝えることも重要な観点であることから、保護開始後の対応についての職員の意識や具体的な取組みについても確認する必要があります。

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (1)権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

◆ねらい

一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を一時保護等に反映する取組みが行われているかを評価します。

[No.2] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか ✓ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している ✓ 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている ✓ 子どもが意見等を言いやくなるような工夫がされている ✓ 子どもから、意見等が出されている ✓ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある ✓ 苦情解決の体制が整備されている	
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか ✓ 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている ✓ 実際に子どもの意見等が反映された事例がある	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

まずは、子どもが意見・要望・苦情等を表明できる仕組みがあるかを確認します。職員とのかかわりの中で意見が表明されることが望ましいですが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、意見箱の設置や第三者委員等の窓口の設置などの体制を構築する必要があります。

次に、これらの仕組みにより、子どもの意見等が出されているかを確認します。子どもから意見等が出されていない場合には、意見等を表明してよいことやその仕組みについて、子どもに分かりやすく説明ができているかを確認するとともに、意見等を表明しやすい、相談しやすい仕組みとなるような工夫が必要であると考えられます。

一時保護所側から、積極的に子どもの意見を把握する取組みが行われているかも重要です。子ども会議の開催や退所時や定期的なアンケートを実施するなどの取組みがなされているかを確認します。

把握した子どもの意見等が尊重されていなくてはなりません。子どもの意見等に対して、どのように対応しているか、一時保護等の質の向上を図る取組みに反映される仕組みがあるか、また実際に反映した事例があるかを確認してください。

Page 2	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	評価項目 [No.2]
-----------	---	----------------

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

◆ねらい

一時保護の開始にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また子どもが理解できるよう伝える工夫が行われているかを評価します。

[No.3] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に 応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している ✓ 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている ✓ 一時保護所での生活、注意事項を説明している (例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報を交換しない 等) ✓ リーフレット等のツールを作成・活用している ✓ 子どもにも分かる表現を用いて、具体的に説明をしている 	
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 不服申立ての方法等について、保護者に説明している ✓ 不服申立ての方法について記載した説明用のツールがある 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護の開始にあたっては、一時保護の理由や目的などについて分かりやすく丁寧に説明し、同意を得て行えるよう努めなくてはなりません。

まずは、一時保護の開始にあたり、一時保護の理由、目的、予定される概ねの期間、入所中の生活などについての説明がなされているかを確認します。特に、一時保護は、子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活をつくっていくことが目的であることが説明されているかの確認が必要です。

加えて、それらの説明が、子どもの年齢や状況に合わせて分かりやすく丁寧に伝えるためにどのような工夫がされているか、その具体的な取組みを確認してください。

評価項目
[No.3]

【評価ランク】

s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

Page
3

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

◆ねらい

保護期間中にも、現状や見通しについて子どもに対する説明が行われているかを評価します。

[No.4] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	
	<ul style="list-style-type: none">✓ 家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている✓ 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている✓ 子どもが理解できるよう、具体的に説明している✓ 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	
<u>その他工夫している点</u>		

◆評価の留意点

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況にあわせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながります。

一時保護の開始時だけでなく、一時保護期間中にも、適宜子どもに対して現状や見通しについて説明を行っているかを確認します。

Page 4	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	評価項目 [No.4]
-----------	---	----------------

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

◆ねらい

一時保護の解除にあたり、子どもに対して必要な説明がなされているか、また子どもの気持ちに配慮した対応や支援が行われているかを評価します。

[No.5] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している 	
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している ✓ 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している 	
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している 	
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している 	
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移動先となる施設や里親との交流機会をつくっている ✓ 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている 	
その他工夫している点		

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意

◆評価の留意点

一時保護の解除により、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもあります。中でも、里親委託や施設入所等に移行する子どもについては、家族との生活を失うことや環境の変化に対する不安を感じています。

一時保護の解除にあたり、解除について伝える時期についてどのような配慮がされているか、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているかを確認します。

また家庭復帰または里親委託や施設入所等への移行など、一時保護解除の理由、解除後の各々の生活について子どもが理解・納得できるよう、どのような説明や不安を軽減するための工夫がなされているかを確認してください。

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

◆ねらい

一時保護の解除にあたり、一時保護解除後の支援体制等について分かりやすく伝えているかを評価します。

[No.6] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
6-1	子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幼保職員への SOS の出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている 	
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護解除後の相談や支援について説明している ✓ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護の解除により、児童相談所等からの支援がなくなるのではないかと心配や不安をもつ子ども少なくありません。

そのため、子どもに安心感を持ってもらえるよう、一時保護解除後にどのような相談や支援をしていくかについて分かりやすく説明されているかを確認します。

また、子どもの年齢に応じ、SOS を出せるようなエンパワメントが行われているかを確認してください。

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (3)外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

◆ねらい

外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを評価します。

[No.7] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
7-1	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている ✓ 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている ✓ 個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている ✓ 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない 	
7-2	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように努めている 	
7-3	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある 	
7-4	<p>外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <p> </p>		

◆評価の留意点

閉鎖的環境、開放的環境のいずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う必要があります。

権利制限を行っている場合、その理由と制限の内容が適切か、その必要性について児童福祉司、児童心理司、保護所職員で十分に検討されているかを確認するとともに、制限を行うことについて、子ども等への説明が行われ理解が得られているか、経過等について記録されているか等の手続きが適切に行われているかを確認します。

また、一人の子どものために、必要のない子どもの権利までが制限されていないかについても確認してください。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (4)被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

◆ねらい

一時保護の職員等による子どもへの虐待防止の取組みがなされているか、また虐待事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを評価します。

[No.8] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよのかが記載されている 	
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている ✓ 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等） ✓ 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策） 	
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員研修等が実施されている ✓ 虐待防止のための組織運営面での取組みが行われている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護される子どもは、不安や緊張の高い状態であることも多く、そういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものです。

まずは、虐待防止のための職員研修の実施や組織運営面での取組み状況について確認をします。

仮に、職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等精神的な苦痛を与える行為、子どもの権利が侵害される事態の発生例があった場合には、子どもやその保護者への対応を含め、適切な対応が行われていたかを確認するとともに、発生要因の分析、支援体制の見直し等を含めた適切な再発防止策が講じられているかを確認してください。

Page 10	<p>【評価ランク】</p> <p>s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b：「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	評価項目 [No.8]
-------------------	--	-----------------------

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

◆ねらい

子ども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを評価します。

[No.9] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている 	
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている 	
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員研修等が実施されている ✓ 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組みが行われている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p>		

◆評価の留意点

一時保護所に入所する子どもは、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々なため、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなくてはなりません。

子ども同士での暴力等の防止のために、職員の観察力の向上や気づいたときの対応方法などの職員研修等の実施状況について確認します。

また、暴力等があった場合に、すぐに職員に相談することを伝えるなど、子どもに対する説明等も適切に行われているかを確認する必要があります。

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (6)子どもの権利等に関する特別な配慮 ①思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

◆ねらい

文化、慣習、宗教等による生活上の違いなどを尊重した対応が行われているかを評価します。

[No.10] の評価 (s,a,b,c)	
-----------------------	--

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	
	<ul style="list-style-type: none">✓ 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある✓ 特別な配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている✓ 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

文化、慣習、宗教等によって、食習慣や日課などに違いがある可能性があります。こうした子どもを一時保護するにあたり、特別な配慮を必要とするかが把握されているかを確認します。

配慮が必要な子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われているかを確認してください。また、受け入れたことがない場合には、具体的な例を提示し、そのような子どもを保護することになった場合にどのような対応が考えられるかを確認します。

Page 12	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	評価項目 [No.10]
------------	---	-----------------

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

◆ねらい

LGBT 等、性的指向または性自認に配慮が必要な子どもの受け入れにあたって、適切な対応が行われているかを評価します。

[No.11] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
11-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入について、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) ✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

LGBT 等については、子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気づく場合もあることも含めて、十分な配慮が必要です。

そのような子どもの受け入れにあたり、どのような対応を行うかについてあらかじめ検討されているか、具体的な例を提示し、そのような子どもを保護することになった場合にどのような対応が考えられるかを確認します。特に、男女の居住空間が分かれているような施設については留意が必要です。

なお、実際に受け入れを行っている場合には、どのような対応を行ったかを確認してください。

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

I 子ども本位の養育・支援

2 養育・支援の基本 (1)子どもとの関わり ①安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

◆ねらい

子どもが安全感、安心感、信頼感を持てるようにするために行っている取組みについて評価します。

[No.12] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
12-1	<p>一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している ✓ 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている ✓ 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている 	
12-2	<p>子どもへの接し方、対応は適切であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ すべての子どもに対して、公平に接している ✓ 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している ✓ 不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等） ✓ 子どもの呼称には敬称をつけている ✓ 集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由や家庭的な雰囲気）を大切にしている ✓ 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮して対応している 	
12-3	<p>子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもにとって安心できる距離で関わっている ✓ 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等） ✓ 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置くなどの配慮を行っている 	

Page 14	<p>【評価ランク】</p> <p>s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b：「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	評価項目 [No.12]
------------	--	-----------------

12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの尊厳を大切に、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している ✓ 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている ✓ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している 	
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組みが行われている ✓ 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p>		

◆評価の留意点

一時保護所は、社会的養護の入り口となる施設であり、子どもが大人を信頼できる、こんなあたたかい世界があると子どもが感じられる場所であってはけません。そのため、一時保護の大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことであり、子どもに対して適切な接し方、対応を行うことはもちろん、子どもにとって安心できる距離で関わること、子どもの尊厳を大切に、共感し、理解し、受け止めることが必要となります。

子どもが安全感、安心感、信頼感を持てるよう、どのような配慮、取組みが行われているかについて、ヒアリングや職員研修の内容等から確認します。また、保護開始時には子どもの全てが明らかになっていない可能性があることを踏まえ、どのような配慮がなされているかを確認してください。

あわせて、子どものプライバシーへの配慮についての職員意識や取組状況も確認してください。

<p>評価項目 [No.12]</p>	<p>【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	<p>Page 15</p>
-------------------------	--	--------------------

I 子ども本位の養育・支援

2 養育・支援の基本 (1)子どもとの関わり ②エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

◆ねらい

一時保護中の子どもとの関わりにおいて、個々の職員が子どものエンパワメントにつながる養育や支援を意識して行っているか、一時保護所全体としてそれを目的とした取組みがなされているかを評価します。

[No.13] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
13-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全体に対して伝えている ✓ 個々の子どもに伝えている 	
13-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもが主体的に活動できる場面をつくっている ✓ 子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくありません。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもが多いのも特徴の1つです。そのため、「あなたは大切な存在である」ことを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要があり、かつ表現の機会をつくり、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要になります。

一時保護中の子どもとの関わりにおいて、職員がその必要性を理解しているか、また具体的にどのような行動、工夫をしているかについて、ヒアリング等で確認します。

Page 16	<p>【評価ランク】</p> <p>s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b：「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	評価項目 [No.13]
------------	--	-----------------

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

◆ねらい

生育歴等について子どもから聞き取りを行う場合において、子どもの人権等に十分に配慮した説明や対応が行われているかを評価します。

[No.14] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している ✓ 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている ✓ 警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている ✓ 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している ✓ 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している 	
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

子ども自身から生育歴や家族歴を聞きとることで、より重要な情報を得られることがあります。

こうした聞き取りが行われているか、また聞き取りを行うにあたり、誰がいつ、どのように行うか等が十分に検討されているかを確認します。

聞き取りにおいては、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本であり、やりとりにおける応答には細心の注意を払う必要があります。聞き取りを行う際の配慮や方法においてどのような工夫がなされているかを確認するとともに、聞き取りを担当する職員がその技法を習得しているか、学ぶ機会が提供されているか等を確認してください。

また、子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する際には、その旨を事前に子どもに説明しているかの確認も必要です。

評価項目
[No.14]

【評価ランク】

s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

Page
17

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備 (1)設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

◆ねらい

一時保護所として必要な諸室や設備が整備されているかを評価します。

[No.15] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている 	
15-2	開放的環境における対応が可能となっているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護所内での開放的環境が確保されている ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている 	
15-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人あたりの居室面積が基準以上となっている ✓ 居室定員の上限を超えていない ✓ 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている 	
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護所は、児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置されていなくてはなりません。また、その設備及び運営については児童養護施設の設備運営基準を準用することとなっています。

一時保護所内に必要な諸室が設けられているか、居室の定員数や面積が適切か、子どもの年齢等に応じ男子と女子の居室が別になっているか等について、同基準第 41 条の「設備の基準」が遵守されているかについて確認します。

その他、プライバシーに配慮された居室空間になっているか、開放的環境が確保されているかなどについても確認してください。

Page
18

【評価ランク】

s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

評価項目
[No.15]

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

◆ねらい

施設・設備や生活上のルールにおいて、子ども一人ひとりの個別性を尊重した生活を送ることができるよう配慮されているかを評価します。

[No.16] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている ✓ 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている ✓ 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している ✓ 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている 	
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ できるだけ個室で生活できるよう調整している 	
<u>その他工夫している点</u> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		

◆評価の留意点

一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、家庭的環境等の中で、束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して、落ち着いて生活できるよう、個別性が尊重された施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容であることが求められます。

そのため、一時保護を行う場が、個別的な対応ができるようになっているか、個室の確保やその活用が行われているか、子ども一人ひとりが生活の場面ごとに選択できるような環境となっているかを確認します。また、日課や私服等についても、子ども一人ひとりの志向を尊重した対応が行えているかを確認してください。

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

◆ねらい

子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを評価します。

[No.17] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外部からの視線に対する配慮が行われている 	
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 毎日清掃している ✓ 汚れが目立ったときに、美化に務めている ✓ 定期的に害虫駆除等の対策をしている ✓ 音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている ✓ 不適切な点があった時に改善している 	
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 身体的にリラックスできる空間や設備がある ✓ みんなが集まるリビングがある 	
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている 	
17-5	必要な修繕等が行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない ✓ 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている 	
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 閉塞感がない ✓ 植栽等を利用して景色に配慮している 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

子どもの居室をはじめとした一時保護所内の各諸室が、安心して生活できる環境になっているか、衛生的に保たれているか、修繕等は追われているか、生活の場として必要な設備や什器備品等が整備されているかを確認します。

また、家庭的な環境となるような雰囲気づくりに努めるとともに、閉塞感がないか、一時保護所として適切な環境を確保するための配慮・工夫が行われているかを確認してください。

評価項目 [No.17]	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	Page 21
-----------------	---	------------

II 一時保護の環境及び体制整備

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

◆ねらい

管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを評価します。

[No.18] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか ✓ 管理者の役割と責任が明確になっている ✓ 管理者の役割と責任が、職員に周知されている ✓ 職員との信頼関係ができています	
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか ✓ 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている ✓ リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	
18-3	スーパーバイズができていますか ✓ 管理者が、相談支援担当と同程度以上の SV 研修を受けている ✓ 管理者による SV が行われている ✓ 管理者による SV を行う仕組みがある	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

管理者は、一時保護所の運営管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組みを具体化しつつ、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。

管理者が、一時保護所全体を管理し、リードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができません。質の高い養育・支援の実施は、管理者の力だけで実現できるものではなく、職員との信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、それが管理者の要件といえます。

管理者の役割と責任が明確化され、職員に周知されているかを確認します。

そして、一時保護の受入可否の判断や、リスクマネジメントの取組みなどの具体的な場面において、その役割が実行できているかを確認してください。

一時保護所において、スーパーバイズが行えているかが重要です。

Page

22

【評価ランク】

s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
 a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

評価項目

[No.18]

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

◆ねらい

一時保護所として必要な職員が配置されているかを評価します。

[No.19] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
19-1	<p>受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている ✓ 定員数等に応じた、職員数が確保されている ✓ 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている ✓ 各時間帯に必要な職員が配置されている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p>		

◆評価の留意点

一時保護所における職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準と同等以上することが望ましいとされています。

設備運営基準で定める職員配置を満たしているか、また、定員数や受け入れをする子どもの年齢や状況に応じた職員数の確保、ならびに保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの必要な専門職が配置されているかを確認してください。

夜間体制など、時間帯による職員配置やその工夫等の確認も必要です。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

II 一時保護の環境及び体制整備

3 適切な職員体制 (2)職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか

◆ねらい

個々の職種の役割に応じた職員が配置されているかを評価します。

[No.20] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
20-1	<p>各職種の役割や権限、責任が明確になっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されている ✓ 保健師・看護師の役割が明確にされている ✓ 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている 	
20-2	<p>専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている ✓ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている ✓ SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者） 	
20-3	<p>相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある ✓ 適切にスーパービジョンがなされている ✓ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている 	
<p>その他工夫している点</p>		

◆評価の留意点

一時保護される子どもは、年齢や背景がさまざまであり、必要とする養育・支援が異なることから、一時保護には多様な職種のかかわりが必要です。また、子どもとのかかわりにおいては、専門的な知識や技法が求められます。

一時保護にかかわる職員の各々の役割が明確になっているか、その役割に必要な資格や経験を有する職員が配置されているかを確認します。

また、相談援助の一貫性を保つための工夫が行われているかについても確認してください。

Page 24	<p>【評価ランク】</p> <p>s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b：「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	評価項目 [No.20]
------------	--	-----------------

[No.21] 情報管理が適切に行われているか

◆ねらい

一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを評価します。

[No.21] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
21-1	<p>個人情報適切に取り扱われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報に関わる書類が放置されていない ✓ 個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている ✓ 職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している ✓ 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている ✓ 個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある 	
21-2	<p>情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている ✓ 重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている 	
21-3	<p>書類や記録等が適切に管理・更新されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書類や記録等が適切に管理されている ✓ 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている 	
21-4	<p>子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている 	
21-5	<p>情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている ✓ 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている 	
<p>その他工夫している点</p>		

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

II 一時保護の環境及び体制整備

3 適切な職員体制 (3)情報管理

◆評価の留意点

一時保護所が保持する個人情報、子どもやその保護者のものまで含めて膨大な量であり、その情報は慎重に取り扱わなくてはなりません。

個人情報に係る書類が、どのように管理・保管されているかを確認します。また、施設内において不適切な場所に個人情報の書かれた資料等が放置されていないかどうかを確認してください。

あわせて、個人情報の取扱いに関するマニュアル等があるか、職員への周知が徹底されているかの確認も行う必要があります。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

◆ねらい

職員の専門性向上や意識共有のための取組みが、目標に基づき計画的かつ体系的に実行されているかを確認します。

[No.22] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか ✓ 児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている	
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか ✓ 計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない） ✓ 研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている ✓ 所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている） ✓ 研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている	
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか ✓ 職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている ✓ 職員のレベルに応じた達成水準が定められている ✓ 個人ごとの「研修実績ファイル」がつけられ、研修歴がわかるようになっている	
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか ✓ OJT を意識的に行っている ✓ 新任・転任者に重点的に OJT を行う職員を決めるなどの工夫がなされている	
その他工夫している点		

II 一時保護の環境及び体制整備

3 適切な職員体制 (4)職員の専門性向上の取組

◆評価の留意点

職員への教育・研修は、計画的な実施が必要であり、その内容は、養育・支援の質の向上のために設定した目標と、その目標達成に向けた事業計画と整合していることが必要です。また、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から、各研修の位置づけ等が明確になった計画であることが求められています。

職員の専門性向上や意識共有に関する取組みについて、具体的な目標があるか、それと整合性が確保された体系的な研修等の計画となっているか、単発での研修開催や外部研修への参加となっていないかを確認します。また、研修等の内容には、一時保護ガイドラインの内容を踏まえたテーマが設定されているかを確認します。

加えて、職員一人ひとりの育成に向けた、目標設定や育成計画等の仕組みがあるかも重要です。

Page 28	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	評価項目 [No.22]
------------	---	-----------------

[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

◆ねらい

日常的また定期的に職員間で情報の共有化を図るための仕組みについて評価します。

[No.23] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある ✓ 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある ✓ 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などに配慮されている 	
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている ✓ 必要な情報が共有されている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護所は、シフトでの勤務体制となるため、職員間の情報共有の不徹底による支障が発生しないよう、職員間での情報共有の工夫が必要となります。

日々の申し送りなどの情報共有の方法や、記録の内容など、どのような仕組みにより情報共有が行われているか、必要な情報が共有されているかを確認します。

また、日々の引継以外に、職員間で情報共有するための会議等が定期的に行われているか、その会議を効率的、効果的に行うために時間帯や内容、できるだけ多くの職員が参加できるようにするための工夫についても確認してください。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

II 一時保護の環境及び体制整備

3 適切な職員体制 (5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

◆ねらい

一時保護にあたり、必要な場面において児童相談所の児童福祉司との連携が十分に行われているかを評価します。

[No.24] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
24-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか ✓ 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか ✓ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある ✓ 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当しますが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との十分な連携のもとで行う必要があります。

児童福祉司や児童心理司などとの連携がどのように行われているか、入退所時及び入所中の各場面における連携状況について確認します。

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

◆ねらい

職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

[No.25] の評価 (s,a,b,c)	
-----------------------	--

判断基準 (√評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
25-1 適正な就業状況が確保されているか ✓ 労務管理体制が構築されている ✓ 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている	
25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされているか ✓ メンタルヘルスに関する取り組みが行われている ✓ ハラスメントの防止策・対応策などの取り組みが行われている ✓ 希望があれば、職員が相談できる体制がある	
その他工夫している点 	

◆評価の留意点

養育・支援の内容を充実させるためには、職員が常に仕事に対して意識的に望めるような環境を整えること、すなわち働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

職員の心身の健康と安全の確保、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくりがなされているかを確認します。

職員の心身の健康と安全の確保については、メンタルヘルスへの対応や、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば、職員が相談できるような体制が確保されているかを確認してください。また、ワークライフバランスについては、時間外労働や休暇取得などの労務管理体制とその状況を確認します。

評価項目 [No.25]	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取り組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取り組みの余地がある状態 c：「b」以上の取り組みとなることを期待する状態	Page 31
-----------------	--	------------

II 一時保護の環境及び体制整備

4 関係機関との連携 (1)医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか

◆ねらい

必要な場面において医療機関のかかわりが適切に行われているかを評価します。

[No.26] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか ✓ 子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている ✓ 治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている	
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか ✓ 医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている ✓ 必要性を感じた職員が必要ときに「提案」ができる仕組みがある	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

子どもの健康管理や治療的ケアなどを必要とする場合に、医療機関からの協力が得られているかを確認します。また、特別な配慮を要する子どもの場合など、チームケア体制が必要な場合の医療機関のかかわりについても確認してください。

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか

◆ねらい

緊急時の協力要請や、子どもが事情聴取を受ける際の依頼など、警察署との連携体制について評価します。

[No.27] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
27-1	警察署との連携が日頃から行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている ✓ 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある 	
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている 	
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケイトを行っている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

無断外出や緊急事態が発生した場合に、迅速、適切な協力が得られるよう、日頃から連携を図っておくことが必要です。警察に協力要請をすべき場面や、その際の連絡先等が職員間で共有されているかについて、マニュアル等で確認します。

また、一時保護中の子どもが、警察からの事情聴取等を受ける場合があります。その際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮が必要となります。事情聴取の場合に子どもへの配慮として警察、検察に必要な協力依頼を行っているかについて、その内容とともに確認してください。

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

II 一時保護の環境及び体制整備

4 関係機関との連携 (3)施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか

◆ねらい

一時保護の解除に向け、施設や里親等との連携により、子どもが安心して新たな生活に移れるような取組みがなされているかを評価します。

[No.28] の評価 (s,a,b,c)

	判断基準 (√評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
28-1	<p>移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移行する施設や里親との情報の共有が行われている ✓ 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている ✓ 子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている ✓ 子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている ✓ 移行後の児童福祉司や保護所のかかわりについて説明している 	
<p><u>その他工夫している点</u></p> 		

◆評価の留意点

子どもが家庭に帰れず、里親や施設等に措置する場合には、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら、子どもの受入体制を整えることが求められます。

受入先となる施設や里親を職員や子どもが訪問するなど、丁寧に関係調整を図るための配慮・工夫が行われているかを確認します。

子どもの意見や不安を聞きながら、児童福祉司、児童心理司、保護所の職員が常に情報共有し、各々の役割や子どものかかわりの中で、子どもに対して必要な支援や心理的なケアを行っているかが重要です。

<p>Page 34</p>	<p>【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	<p>評価項目 [No.28]</p>
--------------------	--	-------------------------

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

◆ねらい

一時保護所において子どもの状況にあったよりよい養育・支援を行うこと、一時保護解除後の支援の継続性を確保するために、関係機関等との連携体制や、連携方法が適切に行われているかを評価します。

[No.29] の評価 (s,a,b,c)

	判断基準 (√評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
29-1	<p>必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要な関係機関との連携実績がある ✓ 各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている ✓ その内容に基づき、連携が行われている ✓ 一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている 	
29-2	<p>関係機関とのネットワークを有効に活用できているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている ✓ 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p>		

◆評価の留意点

子ども一人ひとりにあったよりよい養育・支援を実施するためには、様々な関係機関等との連携が必要となります。医療機関や警察署、施設や里親以外についても子どもへの養育・支援の質の向上や一時保護解除後の継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体との連携が図られているかを確認します。

どのような関係機関等と連携しているか、連携の内容や方法等、そのネットワークを有効に活用できているかを確認します。また、情報共有については、適切な手続きや範囲の中で行われているかも確認してください。

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

◆ねらい

一時保護を行うにあたっての、理念ならびに基本方針が策定されているか、また職員への周知が図られているかを評価します。

[No.30] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
30-1	理念・基本方針が職員に周知されているか ✓ 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている	
30-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか ✓ 理念・基本方針が策定されている ✓ 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護の目的は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することです。

理念は施設運営や養育・支援の拠り所であり、基本の考え方です。また、基本方針は、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするものであり、基本方針が明確にされていることにより、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援への具体的な取組みを合目的に行うことができるようになります。

理念、基本方針を策定しているか、その内容は子どもの権利擁護等への姿勢など一時保護の目的に合致したものであり、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されているかを確認します。

また、理念や基本方針が職員に対して十分に周知されるような取組みが行われているかを確認してください。

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

◆ねらい

単年度における事業内容が具体的に示されているか、またその計画に基づく取組みが実行されているかを評価します。

[No.31] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
31-1	事業計画が策定されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている ✓ 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている 	
31-2	事業計画に基づく取組みが実施されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画に基づき、取組みが実施されている 	
31-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている ✓ 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている ✓ 評価をしやすいよう、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている 	
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

単年度の目標設定や計画策定は、当該年度における具体的な事業、養育支援等にかかわる内容を着実に実行するために必要となります。

活動や行事等をはじめとした当該年度の事業内容が具体的に示された事業計画があるか、それに基づく取組みが実行されているかを確認します。

また、年度の終了時に目標の達成状況、事業計画の実施状況について評価を行っているかを確認します。評価をしやすいよう、できる限り数値化等を行う工夫がなされているかも確認してください。

なお、事業計画の策定にあたり、子どもや職員の意向等を反映できる仕組みがあるかも重要になります。

評価項目 [No.31]	<p>【評価ランク】</p> <p>s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b：「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	Page 37
-----------------	--	------------

III 一時保護所の運営

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか

◆ねらい

緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また閉鎖的環境での保護が必要最小限とするための仕組みがあるかを評価します。

[No.32] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
32-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている ✓ 必要に応じて、専門医の診察を受診させている ✓ 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている ✓ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている ✓ 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている 	
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもに対して必要な説明が行われている ✓ 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

緊急保護を行うにあたって、子どもへの説明が必要です。子どもに対して十分な説明が分かりやすく行われているかを確認します。

また、子どもの身体状況を把握するため、速やかに健康診断が行われているか、必要に応じて専門医の診察を受診させているかを確認します。

緊急保護にあたり、子どもの安全を確保するための閉鎖的環境で保護する期間は必要最小限でなくてはならず、子どもの安全確保が可能である場合には速やかに開放的環境に移さなくてはなりません。緊急保護の受入にあたり、閉鎖的環境での保護期間、開放的環境への移行を検討する時期や検討体制、検討の視点等の適切な対応・判断を行う仕組みがあるかを確認してください。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

◆ねらい

年齢など、個々の子どもの状態にあわせた適切な生活面のケアが行われているかについて評価します。

[No.33] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に於いて生活面のケアを行っているか ✓ 子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている ✓ 健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない） ✓ 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している ✓ 精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	
33-2	日課構成は適切か ✓ 子どもの状況に応じた、日課が構成されている ✓ 入浴の回数は適切である ✓ 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか ✓ 掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

子ども一人ひとりに必要な生活面でのケアが適切に提供されているかについて、確認します。

また、生活面のケアは、子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣が身につくよう支援することも重要になります。1日の生活のスケジュールが適切であり、基本的な生活習慣が習得されるような配慮が行われているかを確認してください。

特に幼児の保育においては、健康維持を第一においたケアがなされているか、情緒の安定が図られているか、基本的な生活習慣の習得に十分に配慮されているかの確認が必要です。

III 一時保護所の運営

4 一時保護所における保護の内容 (2)レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

◆ねらい

子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを評価します。

[No.34] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
34-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか ✓ レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	
34-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか ✓ 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている ✓ 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	
34-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか ✓ 野外活動等が行われている ✓ 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組み・工夫が行われている	
34-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか ✓ 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

子どもの年齢や希望に応じ、スポーツ活動やゲーム、創作活動、読書、テレビやビデオ等の室内遊戯等のプログラムが選択できるような工夫がされているかを確認します。

一時保護所内でも実施可能な多様なプログラムが提供されているか、また野外活動等のプログラムが提供されているかを確認します。なお、野外活動等のプログラムにおいては、事故防止への配慮が適切になされているかも確認してください。

Page 40	<p>【評価ランク】</p> <p>s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	評価項目 [No.34]
------------	--	-----------------

[No.35] 食事が適切に提供されているか

◆ねらい

安全な食事が規則正しく提供されているに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを評価します。

[No.35] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
35-1	<p>1日3食の食事が提供されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 1日3食の食事が、適切な時間に提供されている ✓ 一定期間の予定献立が作成されている ✓ 栄養バランスに配慮された食事が提供されている ✓ 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている ✓ 食事時間が、最低 30 分は確保されている ✓ 定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている 	
35-2	<p>食事の安全・衛生が確保されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 食材の検収・保管が適切に行われている ✓ 調理時の衛生管理が徹底されている ✓ 厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている ✓ 食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている ✓ 調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している ✓ 職員等による検食が適切なタイミングで行われている 	
35-3	<p>食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている ✓ アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している ✓ 宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている ✓ 子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている ✓ 体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている 	

評価項目
[No.35]

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

Page

41

III 一時保護所の運営

4 一時保護所における保護の内容 (3)食事 (間食を含む)

35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか	
<ul style="list-style-type: none">✓ 食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている✓ 子どもの嗜好調査等を行われ、子どもの嗜好等の配慮した食事が提供されている✓ 適切な仕様の食器が選択されている✓ 食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている✓ 食堂から見えるものへの配慮がされている	
35-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	
<ul style="list-style-type: none">✓ 明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている✓ 食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている✓ ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	
<u>その他工夫している点</u>	

◆評価の留意点

一時保護所は、子どもの入退所が多いため、食事については特に配慮が必要です。

まずは、3食の食事が適切な時間に提供されているか、衛生が確保されているか、栄養バランスや疾病やアレルギー等への配慮は十分か等、安全な食事を提供するための最低限の対応・配慮が行われているかを確認します。特に、アセスメントができていない子どもの受入れ時のアレルギー等にどのように配慮しているかは重要です。

次に、食事の温度や、食器や食具、テーブルや椅子の高さ、食事をする場所が適切かどうかなど、食事をおいしくするための配慮がなされているかを確認します。

また、一時保護所の中で、食事は最も楽しみな時間の1つです。子どもたちが食事を楽しめる献立や雰囲気づくりの工夫が行われているかを確認してください。

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか

◆ねらい

子どもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であるかを評価します。

[No.36] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
36-1	衣服の清潔は保たれているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 洗濯の回数・方法が適切である 	
36-2	衣習慣が身に付くように支援しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候にあわせた衣服を着用するよう指導している ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている 	
36-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 私服を着用できるようにしている ✓ 貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている 	
36-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 肌着を使い回していない（下着は新品を使用） ✓ 気候にあわせた衣服を貸与している ✓ 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない ✓ 破損したりした場合、繕ったり交換している 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

子どもの衣服が清潔に保たれているか、気候にあわせた衣服を着用できているか、また子どもの好みを尊重しているかを確認します。必要に応じて適切な衣服を貸与できるかも重要です。

子どもの年齢や発達段階に応じ、自分の衣服類の管理が適切に行えるような指導を行っているかも確認してください。

III 一時保護所の運営

4 一時保護所における保護の内容 (5)睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか

◆ねらい

子どもたちが安心して、必要な睡眠をとれる環境となっているかを評価します。

[No.37] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
37-1	<p>就寝・起床時刻は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている ✓ 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要） 	
37-2	<p>睡眠環境は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 就寝時の空調温度が適切に設定されている ✓ 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている ✓ 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている 	
<p>その他工夫している点</p>		

◆評価の留意点

子どもの年齢に応じた適切な就寝・起床時刻が設定されているか、睡眠しやすいような設備や環境への配慮がなされているかを確認します。

また、一時保護所の子どもたちには、精神的に不安定であり、寝付けなかったり、うなされたりしてしまう子どももいます。子どもの状況に応じ、どのような対応・工夫を行っているのかを確認してください。

Page 44	<p>【評価ランク】</p> <p>s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b：「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	<p>評価項目</p> <p>[No.37]</p>
------------	--	----------------------------

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか

◆ねらい

日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また子どもの健康管理において適切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します。

[No.38] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
38-1	子どもの健康状態が把握されているか ✓ 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している ✓ 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している ✓ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある	
38-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか ✓ 必要に応じて健康診査を受けさせている ✓ 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている ✓ 応急の医薬品等が備え付けられている ✓ 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている ✓ 診療に必要な「受診券」が準備されている ✓ 診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている	
<u>その他工夫している点</u> 		

◆評価の留意点

子どもにとっては新しく慣れない環境での生活になるため、心身の変調をきたしやすいことから、医師、保健師、看護師との連携のもとで、健康管理に十分に配慮する必要があります。

毎朝子どもの健康状態を観察するなどの日々の健康管理の状況の他、体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっているか、特に配慮が必要な子どもへの対応など、一時保護中の健康管理に関する対応方針が明確になっているか、適切かを確認してください。

また、医師等の医療機関と必要な連携が図られているかについて、具体的な連携内容や体制等について把握し、適切かを確認します。

評価項目 [No.38]	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	Page 45
-----------------	---	------------

III 一時保護所の運営

4 一時保護所における保護の内容 (7)教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

◆ねらい

子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを評価します。

[No.39] の評価 (s,a,b,c) []

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
39-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか ✓ 子どもの学習時間が確保されている ✓ 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している ✓ 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している ✓ 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている ✓ 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身につけていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている	[]
39-2	在籍校との連携が図られているか ✓ 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している ✓ 教材などを在籍校から提供してもらっている ✓ 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している	[]
39-3	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか ✓ 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている ✓ 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている ✓ 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している	[]
その他工夫している点 		

◆評価の留意点

一時保護中の通学に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲において必要最小限で行うこととなっています。しかし通学ができない子どもも多く、子どもの学習権を尊重するための取組みが重要となっています。

通学できない子どもについて、一時保護所内で教育を受ける機会が確保されているか、どのような学習を提供しているかについて、在籍校との連携状況を含めて確認します。

また、一時保護をしている子どもの中には、学習するだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どももいます。このような子どもに対しては、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高める工夫も必要であるなど、一人ひとりの子どもに応じた学習支援が行えているかについても確認する必要があります。

なお、一時保護期間が長期化している子どもがいる場合には、都道府県又は市町村の教育委員会等との連携・検討状況ならびに通学機会が確保されているかについて確認してください。

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

III 一時保護所の運営

4 一時保護所における保護の内容 (8)保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか

◆ねらい

未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを評価します。

[No.40] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
40-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要な支援を行う体制が確保されている ✓ 必要な保育が提供されている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている 	
その他工夫している点 		

◆評価の留意点

未就学児の子どもに行う保育が、子どもの年齢や発達段階に応じて提供できるような保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われているかを確認します。

どのような遊びをとりいれているか、遊びに応じた遊具が準備されているか、どのような点に注意を払って保育をしているかなどを、保育計画やヒアリング等により確認してください。

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

◆ねらい

子どもに対する家族の情報提供や家族との面会等が行われているか、それにあたっての子どもの意見の聴取や説明等の対応について評価します。

[No.41] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
41-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している ✓ 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している ✓ 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている 	
41-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている ✓ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている 	
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている ✓ 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている 	
その他工夫している点		

III 一時保護所の運営

4 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

◆評価の留意点

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慮の思いがあることもあります。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことを自分のせいだと思っている子どもも少なくありません。子どもは常に家族のことを気にかけているということを意識した対応が必要です。

子どもに対し、状況に応じて家族や、家族に対する支援や対応に関する情報を提供しているかを確認し、情報提供にあたっては、子どもの年齢に応じた説明を行っているか、そしてその説明が一時保護所の他関係者間で共有されているかについて、記録等から確認します。

また、家族との面会等については、子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えるとともに、子どもの安心感をもたらす、子どもの不安軽減や疑問に答えるなどのケアを行っているかを確認してください。なお、面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりとされているかの確認が必要です。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

◆ねらい

性的問題を抱えた子どもに対する検討や個別処遇の状況及び性的問題を予防するために行っている取組みについて評価します。

[No.42] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
42-1	<p>受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している 	
42-2	<p>子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている ✓ 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている 	
42-3	<p>一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 他の子どもたちと分離している ✓ 分離できる設備と職員体制が確保されている ✓ 教育・指導を改めて行っている ✓ 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している ✓ 必要に応じて、医療機関を受診させている 	
42-4	<p>P T S D 症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p> 		

III 一時保護所の運営

5 特別なケアの実施 (1)性的問題への対応

◆評価の留意点

一時保護所における子どもの性的問題は多様であり、一人ひとりの性的問題の状況を理解したうえでその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要です。

まずは、性的問題を起こして一時保護されてくる子どもならびに性的虐待・性被害を受けた子どもに対して、どのような検討や個別処遇を行っているのかを確認してください。

また、性的問題を予防するため、一時保護所として子どもに対して行っている説明や指導、工夫等の取組みについて確認します。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

◆ねらい

他害や自傷行為を行う可能性のある子どもについて、その行動の背景・要因についての丁寧なアセスメントに基づく対応が行われているかを評価します。

[No.43] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
43-1	<p>他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている 	
43-2	<p>アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている 	
43-3	<p>他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 緊急時に必要な応援体制が確保されている ✓ 緊急時には 110 番することが職員に周知されている ✓ 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている ✓ 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている ✓ 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p> 		

III 一時保護所の運営

5 特別なケアの実施 (2)問題行動のある子どもへの対応

◆評価の留意点

他害や自傷行為を行う子どもには、その行動にではなく、行動の背景・要因と向き合い、理解したうえでの対応が必要となります。

受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されているか、その可能性のある子どもについて、医師などの医療職を含めたアセスメントを行い、対応についての方針が検討されているかを確認します。また、その方針に基づく対応が行われているかを確認してください。

他害や自傷行為が発生した場合の対応が明確になっているか、また、他の子どもに与える影響も大きいため、他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われているかも重要です。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

◆ねらい

子どもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで子どもが納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを評価します。

[No.44] の評価 (s,a,b,c)

	判断基準 (√評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
44-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか ✓ 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	
44-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか ✓ 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている ✓ 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている ✓ 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない ✓ 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋にいれておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない	
44-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている	
その他工夫している点 		

III 一時保護所の運営

5 特別なケアの実施 (3)無断外出を行う子どもへの対応

◆評価の留意点

子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでにはある程度の時間が必要です。子どもの状況や特性などを踏まえて関係者間で連携した未然防止に努めることが必要ですが、無断外出等が発生した場合に、その影響を受けている子どもたちを含めて、適時適切に対応することが求められます。

無断外出した子どもが帰ってきたときには、温かく迎え入れ、帰ってきてくれて安心したことを伝えるとともに、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めているか等について、無断外出発生時の対応記録や、対応方法について記載されたマニュアル等から確認します。あわせて、無断外出発生時の他の子どもたちへの対応方針、対応記録についても確認してください。

また、無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応が行われていないかも確認が必要です。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

◆ねらい

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもに対する支援内容に応じた支援体制が確保されているかを評価します。

[No.45] の評価 (s,a,b,c)

	判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか ✓ 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている ✓ 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある	
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか ✓ 他児の生活スペースから分離されている ✓ 刺激が少ない場所にある	
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか ✓ 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている ✓ 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	
その他工夫している点 		

◆評価の留意点

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもには、専門的な支援が必要となる場合もあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じた専門家のバックアップチームを作った対応が求められます。

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、児童相談所における各種調査・診断を経たうえで支援内容が決定されているか、必要なバックアップ体制があるかを確認します。

また、特に重大事件の場合には、他児との関係に対する配慮がなされているかも確認してください。

III 一時保護所の運営

5 特別なケアの実施 (5)身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

◆ねらい

身近な親族等を失った子どもに対して、子どもの年齢や状況に応じた特別な配慮・対応が行われているかを評価します。

[No.46] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか ✓ 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている	
46-2	葬儀等に参加させているか ✓ 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	
46-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか ✓ 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	
<u>その他工夫している点</u> 		

◆評価の留意点

身近な親族等が亡くなった場合には、子どもの年齢や状況に応じた特別な配慮・対応を行わなくてはなりません。子どもの意向を確認し、葬式への参列等についても調整を行う必要があります。一方で、子どもの状況を踏まえて亡くなったことを伝える配慮も必要となります。

身近な親族等が亡くなった場合に、どのような対応を行っているかを確認してください。

※ グリーフケア : 死別の悲しみから立ち直るため、周囲が寄り添いサポートすること

※ モーニングケア : 身近な人を失った悲しみから精神的に立ち直っていく過程のこと

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

◆ねらい

被虐待児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めた支援体制が確保されているかを評価します。

[No.47] の評価 (s,a,b,c)

	判断基準 (✓評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
47-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている ✓ 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある 	
47-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>		

◆評価の留意点

虐待や不適切なかかわりを受けた子どもは、心理的な傷も負っており、それがさまざまな症状や行動としてあらわれてくる場合があります。そのことを十分に理解し、適切な支援・対応が行える体制が確保されていなくてはなりません。

子どもが必要とする心理的ケア、治療的ケアなどの専門的なケアを行える体制があるか、必要な専門職を含めたチームケアの体制があるかを確認します。

III 一時保護所の運営

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

◆ねらい

障害児の受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めた支援体制が確保されているかを評価します。

[No.48] の評価 (s,a,b,c)

	判断基準 (√評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
48-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている ✓ 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている ✓ 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある ✓ 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある ✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている 	
48-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている 	
48-3	<p>障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 障害への理解を深めるための取組みがなされている ✓ 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p>		

◆評価の留意点

障害は多様であり、障害の特性や一人ひとりの発達や置かれている状況に応じた個別の対応が必要です。

設備などのハード面での工夫がなされているか、子どもが必要とする心理的ケア、治療的ケアなどの専門的なケアを行える体制があるか、必要な専門職を含めたチームケアの体制があるかを確認します。

また、他の子どもに対して、障害への理解や、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などの取組みがなされているかも確認してください。

なお、ハード面の環境や支援体制等から、受入が難しい保護所の場合には、受入れの可否の判断基準や、受入不可の場合の対応等が明確になっているかを確認してください。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

III 一時保護所の運営

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

◆ねらい

健康上配慮が必要な子どもの受入にあたり、支援上の配慮が行えるよう、一時保護所内及び外部を含めた支援体制が確保されているかを評価します。

[No.49] の評価 (s,a,b,c)

	判断基準 (√評価の視点・ポイント)	評価 (○,△,×)
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある ✓ 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組みが行われている ✓ 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている 	○
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリンなどの定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など） 	○
49-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている ✓ 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている 	○
その他工夫している点		

Page 62	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	評価項目 [No.49]
-------------------	--	------------------------

◆評価の留意点

健康上配慮が必要な子どもや、服薬管理の必要な子どもを受け入れるにあたり、日常生活における必要な支援や対応が行える体制となっているか、職員間での情報共有や観察・管理を徹底するためのルールづくり等の工夫がなされているかを確認します。

また、緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されているかの確認も必要です。

なお、子どもの年齢や支援体制等から、受入が難しい保護所の場合には、受入れの可否の判断基準や、受入不可の場合の対応等が明確になっているかを確認してください。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

III 一時保護所の運営

6 安全対策 (1)無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

◆ねらい

子どもの無断外出を未然に防止するための対策を講じているか、また無断外出が発生した場合の対応が明確になっており、発生時にはその方針に沿った対応が行われているかを評価します。

[No.50] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
50-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 無断外出があった場合の対応は明確になっている ✓ 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している ✓ 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している 	
50-2	無断外出の未然防止に努めているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている ✓ 保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている 	
<u>その他工夫している点</u>		

◆評価の留意点

一時保護所からの無断外出は、子どもの最善の利益を損なうことにもつながり兼ねないものであることから、できる限りその防止に努める必要があります。

一時保護開始時に、保護の経緯や子どもの状態や特性などから無断外出の可能性のある子どもの把握を行い、未然防止策を講じているかを確認します。

また、無断外出が発生した場合の対応や連絡先が明確になっているかを確認し、発生事例がある場合には、子どもの発見・保護を行うために、必要な体制確保及び関係機関への連絡等が行われているかを確認してください。

なお、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、移送あるいは引き取りの決定にあたり、子どもの福祉が十分に勘案されているかを確認する必要があります。

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか

◆ねらい

災害発生時に備え、避難計画等の作成や関係機関との連携体制が構築されているか、また計画に基づく訓練が定期的に行われているかを評価します。

[No.51] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
51-1	<p>火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 具体的な避難計画が作成されている ✓ 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている ✓ 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている ✓ 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない ✓ 消火器及び消火栓が稼動することが確認できている 	
51-2	<p>避難訓練を毎月1回以上実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 避難計画に基づく避難訓練が実施されている 	
51-3	<p>日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている ✓ 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p>		

◆評価の留意点

火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画が作成されているかを確認します。避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮がなされているかが重要です。

また、避難計画に基づき毎月1回以上の避難訓練が実施されているかを確認してください。

なお、災害時を含め、緊急事態発生時には関係機関から迅速かつ適切な協力が得られるよう日頃からの連携、調整を行っておく必要があります。消防署や警察署、病院等の関係機関との間において、緊急事態発生時の連携、調整についての方針が定められているかも確認します。

評価項目
[No.51]

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

Page
65

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

◆ねらい

感染症の発生及び感染拡大を予防するための対策が講じられているかを評価します。

[No.52] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
52-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している ✓ 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている ✓ ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組みが行われている 	
52-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている ✓ 感染症が発生した場合に発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある ✓ 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている (ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど) 	
その他工夫している点 		

◆評価の留意点

一時保護所では集団生活であることから、感染症の発生及び拡大予防に努めなくてはなりません。
 一時保護開始時に、子どもの健康状態として感染症の有無や可能性を把握しているか、また感染症を有するまたは可能性がある場合に、感染拡大を予防するための対策が講じられているかを確認します。
 加えて、一時保護所内における食中毒等の発生予防や、感染症発生時について、マニュアル等により対応が明確になっているかを確認してください。

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

◆ねらい

一時保護所における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されているかを評価します。

[No.53] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
53-1	<p>マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な相談援助に関する事項 ・養育・支援実施時の留意点 ・子どものプライバシーへの配慮 ・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順 ✓ リスク管理に関して定めたマニュアルがある <ul style="list-style-type: none"> ・想定されるリスク ・未然防止策と発生時の対応 ✓ 各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等） 	
53-2	<p>マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ マニュアルの内容に関する研修が実施されている ✓ 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている ✓ その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある 	
53-3	<p>マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 定期的にチェックを行う仕組みがある ✓ S Vによる確認が行われている ✓ マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない） 	
53-4	<p>マニュアル等の内容について見直し等が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている ✓ 定期的に見直しを行う仕組みがある ✓ マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みなど） 	

【評価ランク】

III 一時保護所の運営

7 質の維持・向上

その他工夫している点

◆評価の留意点

子どもに対する養育・支援は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものです。一方で、養育・支援をする職員誰もが行わなくてはならない基本となる部分を共有するための「標準化」も必要です。標準化とは、一時保護所における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし、一定の水準、内容を常に実現することを目指すものであり、標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠であり、養育・支援全般にわたって定められたマニュアル等があるかを確認します。具体的な内容としては、基本的な相談・援助技術に関する事項、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順等が想定されます。

また、マニュアル等に基づいて実施されているか、それを確認するための仕組みがあるかも確認してください。

【評価ランク】

- s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

◆ねらい

総合的かつ継続的な質の向上のための組織的な仕組みがあるか、その仕組みによる取組みが実行されているかを評価します。

[No.54] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
54-1	自己評価が定期的に行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自己評価を定期的実施している 	
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外部評価を定期的に受けている 	
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組みにつなげていく仕組みがある ✓ 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある 	
54-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ PDCA のサイクルを恒常的に実施する仕組みがある ✓ PDCA サイクルに基づく、質の向上を行った実績がある ✓ PDCA サイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組みとするための工夫が行われている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

養育・支援の質の向上は、日々の取組みとともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容に基づく改善活動等が総合的かつ継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自らの質の向上に努める組織づくりを進めていることが重要です。

日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取組みの有無とともに、P (Plan・計画策定) → D (Do・実行) → C (Check・評価) → A (Act・見直し) のサイクルを恒常的に実施する仕組みがあるか、それに基づく取組みが実行されているかを確認します。

また、この仕組みによる効果を高めるためには、より多くの職員の理解と参画を得ることが重要であり、施設全体での組織的な取組みとなっているかを確認してください。

評価項目 [No.54]	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	Page 69
-----------------	--	------------

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

◆ねらい

一時保護を行うにあたり、子どもの養育・支援に必要な情報が把握されているか、また集団生活をさせても問題がないことを確認しているかを評価します。

[No.55] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている ✓ 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている ✓ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている 	
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など） ✓ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護の開始にあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を把握しているかを確認します。保護者から十分な情報が得られない場合には、子どもに直接確認を行うなどにより、情報把握に努めているかを確認してください。

一時保護は集団生活となるため、集団生活をさせても問題がないかを確認しておく必要があります。そのため、原則として、ワクチンの接種状況やアレルギーの有無について保護者等から聞き取りを行い把握しているか、健康診断を受けさせ、感染症等の問題がないかを把握しているかを確認してください。

なお、保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後に関係機関等と連携し、迅速に情報収集を行っているかも確認してください。

Page
70

【評価ランク】

s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

評価項目
[No.55]

[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

◆ねらい

子どもの援助指針（援助方針）を立てるにあたり、関係機関との調整等による総合的なアセスメントが行われているかを評価します。

[No.56] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか ✓ 関係機関との総合的なアセスメントが行われている ✓ 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている	
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか ✓ 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている ✓ 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている ✓ 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

子どもの援助指針（援助方針）を立てるにあたっては、児童福祉司、相談員等に行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員による行動診断等をもとに、これらの関係者の協議により、総合的なアセスメントを行う必要があります。

保護開始にあたり、または保護開始後迅速にこのようなアセスメントが行われ、援助指針（援助方針）が立てられているかを確認します。

また、子どもの背景となる家族の状況や生育歴、身体的成長の状況等を各職員が把握していることが、一時保護中の適切なアセスメントにつながることから、保護開始にあたって把握されている子どもや子どもの家庭に関する情報等がチームで共有できているかを確認してください。

評価項目
[No.56]

【評価ランク】

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

Page

71

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

◆ねらい

子ども一人ひとりについて、援助指針に沿ったケアが行われているかを評価します。

[No.57] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
57-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか ✓ 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている ✓ 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている ✓ 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている ✓ 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している ✓ 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている	
<u>その他工夫している点</u> 		

◆評価の留意点

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアです。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで安心感をもってもらうための1つのツールではありますが、それぞれの背景が全く異なることから保護された子どもたちに一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害にあたる必要があると考えられます。また、年齢による必要な支援の違いや、特別な配慮を必要とする子どももいることから、援助指針に基づく子ども一人ひとりの状況を踏まえたケアを行わなくてはなりません。

子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われているかを記録等により確認します。

[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか

◆ねらい

一時保護中の子どもの状況変化等に応じ、援助指針の見直しや対応を行っているかを評価します。

[No.58] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
58-1	<p>子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている ✓ 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている ✓ 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している 	
58-2	<p>子どもの変化に応じた支援が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている ✓ 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある 	
58-3	<p>必要のない長期間の保護が行われていないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている ✓ 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている 	
<p><u>その他工夫している点</u></p>		

◆評価の留意点

一時保護中の子どもは、様々な面において変化がみられます。子どもと職員との関係や、生活の一つ一つへの反応など、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的にかかわりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴や変化を把握し、子どもへの支援につなげていくことが必要です。

一時保護中の子どもの状況を把握するためのアセスメントの視点をかわりかかっているか、その結果を支援方針等に反映するなど、子どもの変化に応じた支援を行うための仕組みがあるかを確認します。

また、必要のない長期間の保護が行われていないかも確認してください。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

3 子どもの観察 (1)子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

◆ねらい

一時保護所全体として子どもの行動観察を行うための仕組みがあるか、行動観察を行うべき視点が適切かについて評価します。

[No.59] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
59-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか ✓ 子どもと定期的に面談等を行っている ✓ 種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している ✓ 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている	
59-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか ✓ 子どもの日々の様子が記録されている ✓ 客観的事実と所見が区分して書かれている ✓ 子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている	
<u>その他工夫している点</u> 		

◆評価の留意点

子どもの状況に応じた個別援助指針（援助方針）を定めるためには、子どもの全生活場面での行動観察が必要となります。種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握しているか、観察している視点が適切かについて、記録等から確認します。

また、より子どもの状況を的確に把握するためには、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をするなどして総合的な行動観察を行うことが必要となるため、その取組みが行われているかについて、記録及びヒアリング等にて確認します。

なお、行動観察の結果は、子ども別に記録し、経過を確認できるようにするとともに、必要に応じて持ち出せるよう、個人別でファイリング等を行っているかも確認してください。

Page 74	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	評価項目 [No.59]
------------	---	-----------------

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか

◆ねらい

一時保護所内全体で、子どもの状況について十分に把握し、個別援助指針（援助方針）を決めるための仕組みがあるかを評価します。

[No.60] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか ✓ 子どもの状況について、職員が十分に把握できている	
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか ✓ 週1回の観察会議を実施している ✓ 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている ✓ 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している ✓ 観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している ✓ 観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている ✓ 観察会議の結果が判定会議に提出されている	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

職員は業務引継を適切に行い、その担当する子どもの状況について十分に把握することが必要です。

週1回程度の観察会議が実施されているか、観察会議において、個々の子どもの行動観察の結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく個別援助指針（援助方針）についての確認及び行動診断が行われているかを、観察会議の記録等から確認します。

また、観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理士等が参加しているか、観察会議の結果が判定会議に提出されているか等、観察会議を適切に行うための仕組みがあるかも確認してください。

評価項目
[No.60]

【評価ランク】

s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

Page

75

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き (1)保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

◆ねらい

一時保護を行うにあたり、子どもや保護者の状況に応じた、必要な支援が提供できているかを評価します。

[No.61] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている ✓ 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている ✓ 健康診断等の受診が必要な場合、受診させている ✓ 子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている ✓ その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている 	
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している ✓ 支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

保護開始にあたっては、養育・支援に必要な情報の把握、集団生活が可能かの判断、子どもや保護者に対する説明等、様々な手続きが必要となります。それらの手続きにおいて、子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行えているかを確認します。

また、一時保護中に必要な日用品や着替え等については、保護者等に準備するよう依頼しますが、日用品、着替え等を持っていない子どもがいた場合には、必要なものを受入初日に支給または貸与できているかを確認してください。

Page 76	<p>【評価ランク】</p> <p>s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b：「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	評価項目 [No.61]
------------	--	-----------------

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

◆ねらい

一時保護中の子どもの所持物について、必要な配慮や対応が行われているかを評価します。

[No.62] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
62-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか ✓ 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている ✓ 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している	
62-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか ✓ 子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している ✓ 所持品簿を作成している ✓ 現金等の貴重品が適切に管理されている	
62-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあった場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか ✓ 必要に応じて、保護者等に返還している ✓ 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

一時保護した子どもの所持する物のうち、子どもの福祉を損なうおそれのある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮しなくてはなりません。特に、可能なかぎり子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切なものについては配慮が必要であり、どのような対応を行っているかを確認してください。

また、一時保護中に子どもが所持する、衣類、雨具、玩具等については、紛失のないよう、記名しておく等の工夫が行えているか、預かるものについては台帳等により管理を行っているかを確認します。

子どもが所持する必要のない物は保護者に返還されているか、麻薬や覚せい剤、危険ドラッグ等がある場合には直ちに警察に連絡しているかについても確認が必要です。

V 一時保護の開始及び解除手続き

2 解除手続き (1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

◆ねらい

保護解除時または保護の継続判断を行う場合の、子どもに関する情報提供の内容やその方法を評価します。

[No.63] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 情報提供は適切なタイミングで行われている 	
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している ✓ その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている ✓ 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている ✓ 情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している 	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

保護解除後にも、新しい生活先の状況に応じた関係機関等による継続的な支援が行われるよう、一時保護期間中に得られた子どもの情報の引継が必要で。

保護解除時の引継内容、その方法を確認し、必要な情報が適切に引き継がれているか、その仕組みがあるかを確認します。また、保護解除時のみならず、保護の継続判断を行う場合等における情報提供の内容・方法についても確認してください。

Page 78	<p>【評価ランク】</p> <p>s : 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態</p> <p>a : よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態</p> <p>b : 「a」に向けた取組みの余地がある状態</p> <p>c : 「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>	評価項目 [No.63]
------------	--	-----------------

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

◆ねらい

一時保護の解除にあたり、子ども所持物について、必要な手続きや判断が行われているかを評価します。

[No.64] の評価 (s,a,b,c)

判断基準 (√評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
64-1	子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか ✓ 所持物の返還時には、受領証を徴している	
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか ✓ 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還している ✓ 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している ✓ 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している ✓ 権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている ✓ 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している	
その他工夫している点		

◆評価の留意点

保管物が子どもの所持品である場合には、一時保護を解除する際に、その子どもに返還する必要があります。ただし、子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還するなどの対応が必要です。

子どもに返還すべき所持品がもれなく返還されているか、また、子どもに返還すべきものか否かの判断が適切に行われているか、子どもへの返還が不適切なものについて、保護者等への返還が行われているかを確認します。

保管物の返還にあたっては、後のトラブルを避けるため、受領証を受け取る等の手続き上の工夫がなされているかも確認してください。

評価項目 [No.64]	【評価ランク】 s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態	Page 79
-----------------	---	------------

一時保護に関する取組み事例集

<一時保護に関する取組み事例集>

1. 保護開始時における子どもに対する説明等に関する取組み 1
2. 保護期間中における子どもの権利・意見・意向等の確認・尊重に関する取組み 2
3. 保護解除時における子どもに対する説明等に関する取組み 4
4. 子どもが安心して生活できる環境づくりに関する取組み 5
5. 子どもの健全な育成に向けた取組み 6
6. 子どもの安全を確保するための取組み 10
7. 特別な配慮を必要とする子どもの保護に関する取組み 11
8. 子どもの保護を適切に行うための一時保護所と児童相談所、関係機関等との連携に関する取組み 13
9. 一時保護の質の向上に向けた取組み 14

1. 保護開始時における子どもに対する説明等に関する取組み

	取組み事例	関連項目
「しおり」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●マンガやイラスト、写真を用いて、視覚的に「読もう」と思わせるように「しおり」などのツールを工夫している ●高学年用と低学年用に分けて「しおり」を作成している ●幼児向けには「しおり」に記載する内容を限定してできるだけ簡単なものを準備している ●幼児には「しおり」は渡さず、日課の流れについて分かるように絵で表現した紙をラミネート加工して渡して、一緒に確認をしている ●低学年用は、全てひらがなで記載している ●日課の説明については、4か国語の多言語版を用意している ●居室内に「しおり」を設置し、いつでも確認できるような環境を整えている（ラミネート加工したしおりは説明時にも使いやすい） ●意見箱については、意見箱を使いたいと思った時から投函するまでの流れについてイラスト付きの説明文（ラミネート加工したもの）を用意している 	No.1 No.3
「しおり」以外のツールでの説明	<ul style="list-style-type: none"> ●保護所の写真や、ホワイトボードを使って説明をしている ●積み木のようなおもちゃを使い、人や場所に見立てて、説明をしている ●子どもの年齢や理解力に応じて、絵カード等を活用して説明をしている 	No.1 No.3
	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語の理解が十分でない子どもに対しては、簡単な英語で説明したり、絵や図などを用いて説明をしている 	No.10
理解・納得を得るための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生以上の子どもには、一時保護の目的や目途などについて、書いてもらっている ●小学生以上の子どもの聴き取り表には、ルビを振り、自分で読んで書けるようにしている ●一時保護所のルール of 重要な部分については書写をさせ理解してもらう 	No.1
説明時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの年齢や理解度に応じて、分かりやすく説明し、一時保護所が安心できる場所であるということに重点をおいて伝えている ●子どもへの説明の仕方（伝え方）は重要であり、職員間で「伝え方」に差がないよう、研修を実施している ●私物の預かりや服装・髪の色を染めるなどは、本人の納得を得ることを急がず、納得するまでの間は個別処遇にて対応している 	No.3
相談先・苦情受付先の説明	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情（困ったことや嫌なこと）があった場合に、相談者や受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員に相談でき、対応してもらえることを入所時に文書で説明している ●困ったことはいつでも一時保護所の職員に相談して構わないことや職員に話しにくいことは担当の心理職員に相談できることを伝えている 	No.1
児童相談所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉司からの説明後、保護所での生活にかかわる箇所については、保護所の職員からも改めて説明をしている 	No.1
	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護の理由や目的の説明は児童福祉司が主で行うが、保護所の職員もその場に同席し、どのような説明がされているか、その時の子どもの様子等を観察することで、必要に応じて保護所の職員から再度説明等を行うなどの工夫をしている ●児童福祉司からの説明後、保護所の職員から子どもに質問し、子どもが理解できているかを確認し、必要に応じて再度説明等を行っている 	No.3
保護者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者に対して不服申立ての方法を説明するための文書を準備している 	No.3

2. 保護期間中における子どもの権利・意見・意向等の確認・尊重に関する取組み

	取組み事例	関連項目
意見をいう 機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見箱の目的と投函方法について表示し、意見箱（紙・鉛筆も用意）を設置している ● 意見箱を学習室やプレイルームなど複数箇所に設置している ● 意見を他児や職員に見られることなく意見箱に投函できるようプライバシーが守られるよう配慮している ● 意見用紙を個別に記入できるよう、紙を渡しておく、日記のファイル内に入れておく、個室で記入させる、トイレなどに配置するなどの配慮を行っている ● 不満・意見があった場合、都度意見箱の利用を促している ● 子ども会議やホームルームなど、子どもが意見をいう場を定期的に設けている ● 子どもから意見が出て職員と話し合うべき事柄が出た時に、話し合いの際ルール作りや確認を行っている ● 毎週、授業の中で「安全で安心な生活を守るために」というテーマで、職員と子どもとの話し合いの時間を設けている ● 子ども会議やホームルームなどで意見用紙を配り、意見を書いて提出してもらうことで、子どもが意見をいったり、意見箱に意見を入れやすい雰囲気づくりを行っている（白紙でもよいので全員提出とすると出しやすい） ● 子どもの権利に関する授業を随時行い、意見表明の方法について伝えている ● 原則、出された意見に対する応えを子どもにフィードバックすることで、「意見を出せば応えてくれる」と子どもに思ってもらえるようにしている ● 定期的にアンケートを実施し、子どもの要望の把握や権利侵害等がないかの確認を行っている ● 定期的に所長（月2回）や担当の児童福祉司、児童心理司（週1回）が個別面接を行っている 	No.2 No.13
日常的な コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員との交換日記を毎日行い、子どもが率直な意見を職員に伝えやすくしている ● 毎日、個別で5分程度話を聞く時間を設けている ● 毎週末、生活の中で困っていることはないか、保護所職員が聴き取りを行っている ● 保護が長期となっている子どもには、個別指導の時間を積極的に設けている 	No.2
保護所職員との 定期的な面談	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護所所長や保護所S Vなどが、週1回など子どもと面談する機会を設けて、保護所での生活について、感想や不満、改善点、現在の不安など、子どもから直接話を聞く機会を設けている 	No.2
アドボケート	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから要望があれば、児童相談所内の弁護士が子どもの話を聞き、意見表明するために必要な情報提供や法テラスにつなぐなどの対応を行っている 	No.2 No.27
家族等に関する 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 親との交流、家に帰りたいという子どもの希望に対して担当職員との面接を増やし、気持ちを受け止め、具体的な方法を検討する 	No.41
児童相談所との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で子どもへの説明やその際の子どもの様子を共有し、子どもが理解できていない場合には保護所の職員から再度説明等を行っている ● 児童福祉司等からの説明後の保護所での子どもの様子、気持ちや思いなどを、保護所職員から児童福祉司等に伝え、児童福祉司等からも必要なサポートがされるようにしている 	No.4

	取組み事例	関連項目
職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 年2回「人権チェックシート」により、全職員が人権意識を確認し、振り返りを行っている。 ● 人権部会を立ち上げ、グループ討議を実施している ● アドボケート養成研修に参加している ● 子どもの権利擁護マニュアルを作成し、職員研修の実施等を行っている ● 児童相談所で各種倫理規定を参考とした職員ハンドブックを作成し、保護所職員にも提供している 	No.22
第三者委員等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護を基本的な視点とし、第三者委員が関与する組織体制としている ● 県の子どもの権利擁護部会のチームが、児童・職員に聞き取りを行う仕組みがある ● 苦情解決制度による第三者委員を委嘱している 	No.1 No.3 No.4 No.7

3. 保護解除時における子どもに対する説明等に関する取組み

	取組み事例	関連項目
解除について説明する時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の子どもの特性に応じて伝える時期を判断している（不安になる子には早めに、情報交換をする可能性がある子には直前に伝えている） ● 他の子どもに伝えてしまう子どもも多いので、あまり早くにはいわないようにしている 	No.5
子どもの不安の聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ● 児相の担当福祉司から解除について説明後、一時保護所で不安を聞き取りフォローする 	No.5
新たな養育場所に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 退所後の施設・里親等について丁寧に説明した上で、受入施設職員・里親との面接・見学、転校元や転校先の教員との面接を行う ● 入所施設の事前見学や体験入所を行う 	No.5
解除後の生活をスムーズにするための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前の子どもは保護期間が長いと親を忘れてしまうことがあるため、少しずつ帰る期間を延ばして、親や環境に慣れさせてから返すようにしている 	No.5
	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護の解除にあたり、学校復帰について子どもの不安解消とスムーズな移行を図るための打ち合わせを在籍校と実施し、子どもや家族と学校の合同面会も実施する 	No.5 No.6
解除後の相談・支援についての説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護所職員のほうが話しやすいという子どももいるので、それも可能であることを伝えている（児童相談所の連絡先を教えている） ● 子どもが家庭に戻っても安心して生活が出来るよう、学校の先生や地域でサポートしてくれる大人の存在を伝えるとともに、自分から助けを求めてもよいことを伝えている ● 家庭に帰るにあたり、親、学校や支援者がどのような計画を立てており、どのようにサポートするかについて説明をしている ● 24 時間子ども相談ホットラインのカードなどを渡し、SOS の方法を伝える ● 子どもの状況に応じた、具体的な SOS 先を選定し、SOS の出し方やタイミングを教えている ● 担当の児童福祉司より、「子どもたちへの大切なお知らせ」というリーフレットを用いて、虐待についてや虐待を受けたときなどの連絡先について説明をしている ● 相談できる場所や避難先等を伝え、家庭に帰った後の行動についてできるだけ具体的に話をしている ● 退所後の初回の面接日時を伝える ● 要対協の個別ケース検討会を開き、地域の支援体制も作っている 	No.6

4. 子どもが安心して生活できる環境づくりに関する取組み

	取組み事例	関連項目
個別性の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由時間は、子どもが好きな過ごし方ができるよう、食堂やリビング、居室は自由に出入りできるようにしている ● 子どもの個別性の尊重、安心感を持ってもらうため、服や靴は私物の使用を認めている ● 私物がない場合等には、保護所の服や靴の中から、子どもに選んでもらい、子どもの好みをできるだけ尊重する対応としている ● 下着は新しいものを提供するようにしている ● ルールは、秩序を保つための最低限のこじしか設けておらず、あとは職員がその都度指導している 	No.16
家庭的な雰囲気づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● リビングがフローリングのため、一角にラグ・絨毯を敷き、子どもが横になったり、くつろいだりするスペースをつくっている ● 冬はこたつなどを置き、くつろげる空間をつくっている ● 食堂でお菓子づくりや鍋パーティーを行っている 	No.17
心理的なケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 被虐待経験を持つ子どもが怖い夢を見た、眠れないという時には、心理療法士によるリラクゼーション指導などを行っている 	No.33 No.47
職員との関係性の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 担当制をひくことにより、子どもが誰に相談したらよいかをわかりやすくする（子どもが担当の職員を認識しているかも確認している） ● 職員がシフト制であること、子どもと職員の相性もあるため、あえて担当制をしらず、全職員が全ての子どもに同様に接するようにしている ● 若い人からベテランの人まで幅広い年齢層の職員がいることで、子どもが話しやすい人を見つけられるようにしている 	No.1
	<ul style="list-style-type: none"> ● 朝食を子どもと調理員とが一緒に食べることで、調理員の顔が見える関係づくりを行っている 	No.35
児童相談所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護所と児童相談所が併設のため、児童福祉司、児童心理司は毎朝保護所にいき、情報の引継を行うことで、子どもが担当の児童福祉司、児童心理司と顔を合わせる機会をつくっている ● 遠方の児童相談所の児童福祉司にも、週1回程度の観察会議には参加を依頼。担当が来訪することは、子どもにとっての安心感につながる 	No.24 No.60
在籍校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 月1回以上、在籍校の教職員が来訪し、子どもと面会。子どもにとって、学校の様子が分かる、帰るところがあることへの安心感につながっている 	No.39

5. 子どもの健全な育成に向けた取組み

	取組み事例	関連項目
エンパワメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 褒められた経験が少ない子どもが多いので、職員が子どものいいところを見つけることを意識的に取組み、それを子どもに伝えるようにしている（嫌がる子どももいるので、子どもによって関わり方はかえている） ● 担当職員との間で、小さな約束事を決め、約束を達成することでポイントがもらえるしくみをつくり、子どもが達成感を味わったり、自信につながるような機会づくりを行っている ● 子ども会議やホームルーム、共有空間の清掃などの活動において、子どもに役割をもってもらう機会をつくっている ● 子ども会議やホームルームなどで、子どもたちが意見をいえる場、その意見を他の子どもや職員が受け止める機会としている 	No.13
子どもの権利	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども間での権利の侵害があったときなどに、改めて子どもの権利に関する確認を行っている（子ども間でのトラブルなどの時に他の子どもへの権利について説明するのが子どもにはわかりやすい） 	No.1
トラブル・暴力等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力を受ける、目撃するなどをしていないか、子どもに定期的な聴き取りを行っている ● 毎週末、保護所内で暴力やいじめなどを受けていないか、そのようなことを見たり聞いたりしていないかを、職員が聴き取りを行っている ● 聴覚過敏のある子どもにとっては、大きな声がストレスになり、トラブルの要因の1つになるので、子どもたちに対して TPO に応じた声の大きさがあることを視覚に訴えて図示している ● アームルール（人とは腕の長さの距離をとる）といった子どもが分かるよう具体的にルールを伝えている ● 相手を傷つけない言葉遣いを身につけてもらうために、暖かい柔らかい言葉を「ふわっと言葉」、相手を傷つける冷たい言葉を「チクット言葉」と名づけ、「ふわっと言葉」が増えていくよう指導している ● 学習時間に心理教育アプローチによる授業（グループワーク）を行い、子ども自身の対処能力を高めたり、対人関係能力を引き上げたりしている ● 学習時間に「セカンドステップ」（ソーシャルコミュニケーション能力の向上やアンガーマネジメントのためのプログラム）を行っている ● 「安心・安全のための心理教育パンフレット」を作成し、境界線のワークを行っている ● 暴力問題に対しては、安全委員会方式に準じた対応（所長からの厳重注意等）を行っている 	No.9
通学機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の協力を得て、子どもを通学させている。行きはケースワーカーまたは一時保護所の職員が学校まで送り、帰りは学校が一時保護所まで送ってくれる（一時保護所の子どもが少なく、学校が車で 30 分圏内にある）。小学校・中学校とは長年要対協の関係で毎月連絡会を持っており、協力関係を築けている ● 教育委員会が保護所から学校までの通学のための費用を予算化してくれており、タクシーまたは学校の送迎により通学している（通学エリアが限定されているため） ● 併設施設内の適応教室を使用している 	No.39

	取組み事例	関連項目
在籍校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 在籍校の教員と調整しながら一時保護所における学習の目的をどこに設定するのか検討している ● 在籍校の先生と連絡を密にし、できるだけ子どもの理解度に合わせたプリントや宿題などを出してもらっている ● 在籍校の先生と面会し、学習の進捗状況を確認し、児童に共有している ● 学校からの教材やプリントを持参してもらい、同じ内容で進められるようにしている ● 在籍校の年間指導計画に沿った授業を現役教員が行うことがある ● 学校の定期テスト等について一時保護所内でも実施できるようにしている ● 在籍校の教員が来てもらい受験生に対し個別指導を実施してもらっている ● 中学3年で志望校を決める時期には、学校の先生に来てもらって面談してもらっている ● 在籍校の教員が面会来所した際に学習指導員と情報交換を行っている ● 一時保護中の学習記録を提供し、学校復帰した際の評定や単位認定等が不利にならないよう役立ててもらっている 	No.39
保護所内での学習	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間の支援員を大学生にお願いしており、中高生が就寝前に勉強する際の学習支援を行ってもらっている ● 現職の学校教師を派遣してもらっている ● 学習塾に委託し、講師を派遣してもらっている ● 1週間の学習時間の中で、個別指導をする枠を設定し（1枠に1人）、子どもの学習状況に応じた指導をしている ● 民間の学習塾が使っている教材を提供してもらっている ● インターネットでダウンロードした教材を使用している ● 通常の学習時間以外に、自主学習時間を設け、児童の学習不足を補うようにしている ● 朝8時半頃から夕方16時頃まで学習時間を設けている ● 土曜日、日曜日にも平日同様に学習時間を設けている ● 個室に学習机を設置している ● 学習室を21時まで開放している ● 学習室はパーティションで区切って、個別スペースをつくっている ● 相談室などの個室を学習室として、時間を決めて順番に利用できるようにしている ● 学習時間以外は、学習専用室以外、ホール・居室・個室など職員の指導が可能な場所に対応する ● 学習時間以外の学習や、居室などの個室で学習する場合には、事前に学習計画書を提出させ、必要な指導等が行えるよう配慮している 	No.39

	取組み事例	関連項目
子どもの状況に合わせた学習の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児施設の勤務経験者が学習指導を行っている ● それぞれの障害の特性に応じ、本人が達成感を持ち、モチベーション向上につながるような課題を与えている ● 該当学年よりも低いレベルの教材を使用し、つまづき部分を埋められるよう指導する ● 勉強に集中できない子どもがパソコンで遊びながら学べるよう学習ソフトや地図パズルなどを用意している ● 学習へのハードルを下げる、学習の楽しさを感じてもらうために、タブレットの活用を検討 ● 理科の実験など、保護所内の設備ではできない学習で、ビデオ教材などの使用を検討 ● 理科は種からまき、毎月子どもたちが観察し、絵日記をつけている ● 社会、図工（工作、絵画）、音楽、体育、書写、音読なども行っている ● ご褒美プリント等を活用している ● 静かな部屋、衝立等を利用し、聴覚刺激・視覚刺激に対応するよう学習環境を整えている ● 学習する席の配置を子どもが集中して取り組めるように事前に決めておく ● 不登校の児童には集団に入れるような居室の配置や褒める支援を心掛け、集団に入りやすい雰囲気づくりをしている ● 高校に通っていなかった子どもなどに対して、市販のワークブック（ルビ付き）を活用し、職業選択のための基本的な教育やセルフコントロールについて学ぶ機会を作っている ● 中卒で高校に進学していない子どもが、自立できるだけの知識（仕事について、家計簿の作り方、アパート契約の方法、運転免許の取り方、銀行口座の作り方など）を身につけられるよう、独自の教材を用意している 	No.39
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが選択できるよう、並行して複数の活動（外出、体育館でのスポーツ、リビングでの遊びなど）を行うようにしている ● 子どもの希望を聞いて、近くの図書館から毎月本を借りている ● 保護所内にたくさん本・マンガを用意している。居室への持ち込みも認めている ● CD や DVD の貸し出しを行っている ● 土日のみテレビゲームを貸し出ししている。子どもたちで時間を決めて交替で遊ぶようにしている ● 園庭にプールや遊具、砂場などがあり、自由時間に使えるようにしている ● 手芸や工作、パズルなどのメニューのほか、卓球大会やカラオケ大会、DVD 鑑賞会など日々のメニューを工夫し、子どもが達成感を味わう機会や、嬉しい、楽しいなどの気持ちを持てる機会を作っている ● 職員の特技を活かして、子どもが楽しめるプログラムを実施している ● 子どもの生活に変化や刺激を与えるため、季節ごとの行事や発表会、体験学習などを行うとともに、それに向けた事前準備を行う時間を作っている ● 行事ごとに成果発表会を行い、子どもの出し物や合唱、演奏会、劇などを行っている。準備を通してソーシャルスキルを実践する機会になるとともに、大勢の人前で発表することで成功体験を得る機会になっている ● 自由な外出ができないため、職員同行での外出の機会をできるだけ増やしている ● 土日に調理実習や動物園見学、釣りなどのイベントを用意している 	No.34

	取組み事例	関連項目
食育	<ul style="list-style-type: none"> ● 自閉などで偏食の激しい子どもには、まずはおいしくきちんと食事をしてもらうため、味付けを変えたりするなどの別メニューでの対応も行っている ● 調理実習を行っている ● キャベツとレタスの違いなど、食事について子どもの疑問に応える時間を設けている ● 食器は陶器を使用し、おいしく食事を食べられる雰囲気づくりを行っている ● 子どもの要望を調理委託業者に伝え、献立を考える際の参考にしている 	No.35
生活能力・生活面のケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども自身が掃除、洗濯したり、調理実習を行うなど、生活に必要な能力を身につける機会を設けている ● 子どもの管理能力を確認したり、子どもが自由に使えるものを増やすために、日常生活や学習に使うものを入所時にお道具箱（自由帳、鉛筆、消しゴム、折り紙など）に入れて渡している ● 子どもが自分で時計を読み、生活のリズムを作れるように、模型の時計を設置し、活動時間の開始や終了時刻を示している ● 生活面で子どもから苦情があった場合は、今週の目標として（例えば洗面所をきれいに使用する、トイレのスリッパをそろえるなど）皆で守ったり気を付けていくよう投げかけている ● 女子児童からトイレ使用時に回りが気になるとの意見を受けて「音姫」を設置している 	No.33

6. 子どもの安全を確保するための取組み

	取組み事例	関連項目
処遇体制の確保	●子どもの安全上、通常の職員体制では安全が確保できない可能性がある場合には、児童福祉司や児童心理司などが一時的に一時保護所での処遇を行うようにしている	No.12
	●嘱託職員の登録システムを活用し、職員の研修や有休取得、病欠等の場合にも対応できるようにしている	No.25
食	<ul style="list-style-type: none"> ●夜間の緊急保護に備え、アレルギー対応用のレトルトカレーを常に常備して提供している。（把握できていない可能性があるためアレルギーの有無にかかわらず夜間の緊急保護時はレトルトカレーで統一） ●アレルギーに対応するため、調理場に児童別禁止食品票を提示、食堂の座席票に明記、個別トレーの色を変える、スタッフルームにある冷蔵庫の扉などにも明記するなど複数の方法で管理している。また、調理者、配膳者、本人（または保育士）等により3重のチェックを行っている 	No.35
感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●保護所内はカーペット敷であるが、ノロウイルス等による嘔吐などに備えて、食堂の床はフローリングに変更した ●頭じらみなどが拡大しないように、フローリングの部屋を使用している 	No.52
無断外出	●無断外出発生時に備え、子どもの同意のもとで顔写真をとっており、捜索時に使えるようにしている	No.50

7. 特別な配慮を必要とする子どもの保護に関する取組み

	取組み事例	関連項目
食	<ul style="list-style-type: none"> ●「食」は重要であるため、ベジタリアンやハラルの子どもへの対応ができるよう、栄養士や調理員と相談して対応している（調理を委託している場合には、対応を前提とした契約としている） 	No.10
言葉	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語での会話が難しい場合には、最初の面談時には通訳をおき、聞き取りを行っている ●日本語が話せない児童時は母国語の説明（日課やルールなど）を文書にして行っている 	No.10
宗教等	<ul style="list-style-type: none"> ●通常入所時児童には制限している事柄(私物の取り扱い等)の一部を例外的に認めた ●頭部にヒジャブを被ることについては、他児に職員から説明した上で被ることを許可した ●宗教上の理由により、神社参拝ができない児童に対しては行事の初詣を控えた ●お祈りなどの儀礼に対応した ●キリスト教を信仰する子どもから聖書を持ち込みたいとの希望があった時には1人で聖書を読める時間を作った ●歌を歌うことが許されていない子どもたちに対して歌の時間に別の活動を行うなど配慮した ●イスラム圏の児童の対応（ハラル食）について職員研修会を行った 	No.10
LGBT	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴、トイレ、服装、他の子どもに伝えるかどうか等は、本人の意向を確認し、意向を尊重した対応をとっている ●男女で別棟・別フロアの居室スペースとなっていないので、居室の場所については本人の意向を踏まえた調整が行いやすい環境となっている ●浴室、トイレのある個室を1室改装してつくったため、LGBTの子どもなどを保護した際の1つの選択肢とできる環境がある ●多目的トイレの活用や他児童がいないタイミングでトイレを利用してもらった ●他児童と入浴時間をずらし、単独で入浴できるようにした ●職員へLGBT等に関する研修に参加を促し、理解を深める努力をしている 	No.11
自傷・他害	<ul style="list-style-type: none"> ●自傷行為のある子どもがいる場合は、部屋に危険なものがないように配慮する（例、カレンダーは紙製の留めを使ったものにしておく） ●自傷行為が本人の唯一の意思表示の場合は、命の安全の確保したうえで見守るようにする 	No.43
性被害・性加害	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前児童は日常の遊びのつもりで無意識に性被害・性加害となっていることもあるので、本人にわかりやすく、やってはいけないことを伝えるようにしている ●性教育や性加害プログラム等を実施している ●トイレや入浴をできるだけ1人ずつにしている ●できるだけ個室対応にする、難しい場合は、夜間の巡回を行うほか、定期的に部屋替えを行っている 	No.42
障害等	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害など集団行動が子どもへの過重なストレスになる場合は、個別のプログラムを実施している ●入所依頼時点での要望や一時保護所で集団生活が守れるかどうかなどを話し合っって個別処遇にするか集団処遇にするか判断する 	No.16 No.48 No.49

	取組み事例	関連項目
医療的ケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病で、自宅で自分でインシュリン注射をしていた子どもを受け入れる場合は、注射器は職員が管理し、時間が来たら個室で職員の立ち会いのもと、子ども自身でインシュリン注射をしてもらい、職員が注射器を回収するという形をとっている ● 入所期間中に定期受診が必要な子どもには、ケースワーカーが遠くてもかかりつけ医に連れて行っている 	No.49
グリーフケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護中に身近な人との死別を体験した子どもに、悲しみから立ち直れるようそばで支援するグリーフケアの一環として、個別に「お祈りの時間」を作っている ● 大切な人を失うと、心や体にどういふことが起きるか心理職員が子どもに対して個別面接で心理教育を行っている ● 定期的に、特に心理面でのアセスメントを行い、支援のモニタリングを丁寧に行っている 	No.46

8. 子どもの保護を適切に行うための一時保護所と児童相談所、関係機関等との連携に関する取組み

	取組み事例	関連項目
見通しをもった保護の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護を受け入れる際には、あらかじめ見通し等や保護解除に向けての方針等を見極め（所長、SV、児童福祉司等での話し合い） たうえで受け入れるようにしている ●保護開始時に、保護の目的と見通しをしっかりと確認（所長・SV・児童福祉司等での話し合い／課長から確認）し、明確にするよう児童福祉司に指導。見通しを超える可能性がある場合には、新たな見通しとその実現のために必要な要件や支援について確認を行っている 	No.58
保護所職員の アセスメント 援助指針策定 への参加	<ul style="list-style-type: none"> ●判定会議には保護所職員も参加し、検討している ●判定会議には極力保護所の職員も参加し、子どもの様子等について保護所の職員から直接説明するようにしている ●遠方の児童相談所の児童福祉司にも、週1回程度の観察会議には参加を依頼している 	No.5 No.60 No.63
	<ul style="list-style-type: none"> ●各施設との連絡協議会や要保護児童対策地域協議会、施設や里親への移行時の面談等に保護所の職員も参加し、保護所における子どもの様子や子どもの意見等について、保護所の職員から直接説明をしている ●施設や里親等への引継時には、保護所の職員が直接子どもの様子等について説明するようにしている 	No.29 No.63
	<ul style="list-style-type: none"> ●保護所職員内でも受入時の情報共有とあわせて簡単なアセスメントを実施し、それに基づく個別援助指針を確認。検討記録の下段に、援助指針欄を設けて記載している 	No.56
緊急保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●夜間や休日の緊急保護においても、児童福祉司や担当課長などの児童相談所の職員が同席し、保護所職員とともに対応の検討や子ども・保護者への説明等を行っている 	No.32
一時保護委託の必要性の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの状況を踏まえ、一時保護委託を選択する必要性について十分に検討している 	No.7 No.39
日常的な連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所と児童相談所が併設のため、児童福祉司、児童心理司は毎朝保護所にいき、情報の引継を行っている 	No.24
弁護士との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●触法少年、性被害者などで警察との面談がある場合、弁護士が子どものアドボケイトを行っている 	No.27

9. 一時保護の質の向上に向けた取組み

	取組み事例	関連項目
自己評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●各年度の取組み目標を設定し、自己評価として活用している ●毎年度1回、県の保護所共通のサービス自己評価を実施している 	No.31 No.54
外部評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護中の子どもの権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、自治体の児童福祉審議会に設置された一時保護所外部評価委員会において、評価と改善提案を行っている ●第三者評価を実施している。第三者評価を行ってもらう前に、一時保護所について理解してもらうため、見学に来てもらったり意見交換を行うなどして一緒に作るような形で評価を行ってもらっている 	No.54
子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ●職員が途中でもみ消しできないよう、意見箱の開箱は、一時保護所職員の指揮命令系統から外れた役付き職員が行い、投書はそのまま所長に回覧される形で運用している ●意見箱設置要領に、設置の目的、設置場所、開箱の頻度、開箱の職員指定、投書された内容への対応方法などを記載し、職員の恣意的な運用にならないようにしている ●子ども会議やホームルームなど定期的に設けられる場で、子どもの意見に対するフィードバックを行っており、そのために都度子どもの意見に対する対応を職員間で検討している ●保護解除時に、児童福祉司が一時保護所での生活についての感想を子どもに確認し、保護所職員にフィードバックしている（児童福祉司が聞くことで、保護所に対するマイナスな意見もだしてもらいやすい） ●子どもの意見を検討した結果を居室やプレイルーム等に掲示している 	No.2
	<ul style="list-style-type: none"> ●各年度の目標設定を行うにあたり、子どもの退所時アンケートを活用している ●子どもの退所時アンケートを実施し、アンケート結果による振り返りを行い、必要な改善等を行っている ●重篤な事案についてはセンター長を交えた苦情解決委員会を開催する ●事業計画の見直しとあわせて、目標の対する達成度を評価するとともに、次年度の目標設定を行っている ●生活の見直し等を定期的な課会議で行い、第三者委員会に年度ごとに報告している 	No.31 No.54
職員間での情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ●職員によってルールの伝え方が違うとの子どもの声を受け、職員間で話し合い、ルールの整理と職員のルールのとらえ方の統一を図っている ●子どもに関する新たな情報を業務日誌の1枚目に記載して職員に周知するとともに、日勤者と夜勤者で引き継ぎを行う ●日々の引継ぎや職員会議だけでは、情報共有が不十分なため、スタッフルームに「つぶやきノート」を準備して、日々の疑問や感じたことなどを業務の合間に自由に書き込んだり、他の職員が書いたことを読んだりして、コミュニケーションの補完を図っている 	No.23
	<ul style="list-style-type: none"> ●チームワークを深めるため、日常の業務の中で感じた、他の職員の優れた点を具体的に用紙に記入して「いいね！ボックス」に投入し、定期的に、開箱して職員会議等で内容を紹介している 	No.54

	取組み事例	関連項目
倫理規定・マニュアル等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの最善の利益のために、児童憲章、児童権利宣言、児童権利条約の精神に基づいた倫理規定を制定している ●子どもの権利擁護マニュアルを策定し、職員研修の実施、苦情解決制度の運営などを行っている ●職員ハンドブックを作成し、各種の倫理規定を参考として一時保護所の職員に提供している 	No.22 No.53
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ●インシデント報告を行うとともに、ヒューマンエラーの起きやすい事態を記述した冊子を作成し、事故防止に努めている ●職員採用時から、テキストを用いてインシデントに関する研修を必ず受講させている ●月に1回、所長以下の役付き職員から構成されるクオリティ・マネージメント会議を開催し、インシデントの原因究明などの考察、対策の検討を行い、その会議の結果を現場で共有するようにしている 	No.53
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●大学の先生にSVを依頼。月1回来訪してもらい、ケーススタディ等でのスーパーバイズを受けている 	No.20
	<ul style="list-style-type: none"> ●職員が書いた記録に、子どもとの関わり方に関する想いや記録内容等で気になる部分について、係長がコメントを記載。行動観察結果の充実とあわせて、職員にとっての新たな気づき等にもつなげる機会としている 	No.59
	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロックごとの研修会を開催し、一時保護所の横のつながりや情報共有ができる場を作っている ●県内の一時保護所と相互の研修に乗り入れをするなど、スキルアップを図っている ●課長、SVなど同じ立場の職員が集まった研修会を実施し、スキルアップを図っている ●非常勤職員に対して、3月に任用前研修、4月にスタートアップ研修、10・11月にスキルアップ研修を行っている ●研修カリキュラムを体系化している ●月3回の会議(職員会議、観察会議、指導員会議)で職員の児童支援についての振り返り及び対応の見直しなどの実施している ●弁護士による研修を実施している ●一時保護所セミナー、児相研セミナーへ参加している ●全員が研修に参加できるように一時保護所内で研修を実施するほか、ビデオで研修を録画し、当日参加できなかった人も研修を受けられるようにしている ●自主勉強会を実施し、できるだけ職員が研修を受けられる機会を作っている ●ベテラン職員と新人職員がペアになるようシフトを組み、OJTを行っている 	No.22
将来を見据えた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●教育学部の学生の学習ボランティアとしての受入を予定。将来の教職員への一時保護所への理解促進や、学校との連携強化も期待している 	No.29

<参考文献>

全国児童相談所一時保護所研究会（2017）『児童相談所一時保護所実践事例集（試作版）』

子どもへのアンケート
(例)

いちほごしょ せいかつ
一時保護所で生活しているみなさんへ

このアンケートは、みなさんがここでの生活をどのように感じているのか、教えてください。
みなさんからお聞きした意見などは、ここでの生活が今後よくなるために必要なことを検討
するために使わせてもらいます。

このアンケートはこの職員が直接見ることはないですし、だれが答えたかわからない
ように、名前を書かなくてよいので、あなたの素直な気持ちをきかせてください。

※あなたの名前を書く必要はありません。

※自分で回答することが難しい場合は、職員にお手伝いをしてもらって回答することもで
きます。(職員の方に声をかけてください)

※アンケートを書き終えたら、一緒に渡した封筒(テープをはがして封をしてください)に
入れて職員に渡してください。

あなた自身について教えてください

問1 性別は。(○は1つだけ)

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 男 | 2. 女 |
| 3. その他 () | 4. 答えたくない |

問2 年齢は。(このアンケートを回答した日の年齢)

歳

問3 ここ(一時保護所)に来た日から今日で何日目ですか。

日目

ここでの生活^{せいかつ}について教^{おし}えてください

問4 ここに来^くる前^{まえ}に一^{いち}時^じ保^ほ護^ご所^{しょ}がど^どのよ^ような所^{ところ}な^なのか説^{せつ}明^{めい}されま^ましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. 覚^{おぼ}えていない 3. されな^なかつた

問5 あなたがな^なぜこ^こで生^{せいかつ}活^{くわつ}をす^するこ^こに^にな^なつた^たのか、そ^その理^り由^{ゆう}を説^{せつ}明^{めい}されま^ましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. され^れた^が、わ^わか^から^らな^なかつた 3. されな^なかつた

問6 こ^こに^には、だ^だい^いたい^{たい}いつ^{いつ}ま^までい^いな^なけ^けれ^れば^ばな^なら^らない^いのか、今^{いま}ど^どのよ^ような状^{じょう}況^{きょう}な^なのか、担^{たん}当^{とう}の^の人^{ひと}か^から話^{はなし}を^をさ^され^れま^ましたか。(○は1つだけ)

1. された 2. され^れた^が、わ^わか^から^らな^なかつた 3. されな^なかつた

問7 あなた自^じ身^{しん}のこ^これ^れま^まで^でのこ^こと^とや今^{こん}後^ごど^どう^うし^したい^{たい}か、職^{しよく}員^{いん}に^に聞^きいて^ても^もら^らえ^えま^ましたか。(○は1つだけ)

1. 聞^きいて^ても^もら^らえ^えた 2. ま^まあ^あ聞^きいて^ても^もら^らえ^えた
3. あ^あま^まり^り聞^きいて^ても^もら^らえ^えな^なかつた 4. 聞^きいて^ても^もら^らえ^えな^なかつた

問8 こ^この職^{しよく}員^{いん}や児^じ童^{どう}相^{さう}談^{だん}所^{しょ}の^の人^{ひと}で、あ^あな^なた^たの^の話^{はなし}を^をよ^よく^く聞^きいて^てく^くれ^れる^る人^{ひと}は^はい^いま^ますか。(○は1つだけ)

1. いる 2. い^いな^ない 3. わ^わか^から^らな^ない

問9 こ^こで^での生^{せいかつ}活^{くわつ}で、職^{しよく}員^{いん}の^の人^{ひと}に、大^{たい}切^{せつ}に^にさ^され^れて^てい^いる^ると感^{かん}じ^じる^るこ^こは^はあ^あり^りま^ますか。(○は1つだけ)

1. よ^よく^くあ^ある 2. 少^{すこ}し^しあ^ある 3. あ^あま^まり^りな^ない 4. ま^まつ^つた^たく^くな^ない

問10 自^じ由^{ゆう}に^に過^すご^ごせ^せる^る時^じ間^{かん}は^は多^{おほ}い^いで^ですか。(○は1つだけ)

1. 多^{おほ}い 2. ま^{おほ}あ^{おほ}多^{おほ}い
3. あ^{おほ}ま^{おほ}り^{おほ}多^{おほ}く^{おほ}な^{おほ}い 4. 多^{おほ}く^{おほ}な^{おほ}い

問11 自^じ由^{ゆう}時^じ間^{かん}で^で楽^{たの}しい^{しい}こ^こは^はあ^あり^りま^ますか。そ^それ^れは^は何^{なに}で^ですか。(○は1つだけ)

1. あ^ある 2. な^ない

具体的^{くたいてき}に^にど^どのよ^よう^うな^なこ^こと
か^か書^かい^いて^てく^くだ^ださ^さい

問12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(○は当てはまるものすべて)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 外出の希望は聞いてもらえる | 2. 面会の希望は聞いてもらえる |
| 3. 電話の希望は聞いてもらえる | 4. どれも希望は聞いてもらえない |
| 5. 希望したことがない | |

問13 ここから保育園・幼稚園・学校に通っていますか。(○は1つだけ)

- | |
|--------------------------|
| 1. 今まで通っていた学校に通っている |
| 2. 今まで通っていた学校と違う学校に通っている |
| 3. 通っていない |

問14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------|----------|
| 1. 難しい | 2. やや難しい |
| 3. やや易しい | 4. 易しい |

問15 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 楽しい | 2. まあ楽しい |
| 3. あまり楽しくない | 4. 楽しくない |

問16 食事はおいしいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. おいしい | 2. まあおいしい |
| 3. あまりおいしくない | 4. おいしくない |

問17 食事の時間は楽しいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 楽しい | 2. まあ楽しい |
| 3. あまり楽しくない | 4. 楽しくない |

問18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1. 嫌なことや困っていることがある | 2. ない |
| <p>具体的どのようなことが書いてください</p> | |

問19 不安なことや困ったことなどがあつた時に職員に相談できましたか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. できた | 2. できなかった |
| 3. 相談することがなかった | |

問20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。

(○は1つだけ)

1. うれしかったことがある	2. ない
↓	
具体的にどのようなこと か書いてください	

問21 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. よかった | 2. まあよかった |
| 3. あまりよくなかった | 4. よくなかった |

問22 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

--

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票を封筒に入れて(テープをはがして封をしてください)、職員に渡してください。

評価結果とりまとめシート

(例)

一時保護の第三者評価に関する研究
一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）

平成 31 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
住所：大阪市北区梅田 2-5-25
電話：06-7637-1460
